

平成 1 9 年 第 1 回 御代田町 議会 定例会 議事 日程 (第 1 号)

平成 1 9 年 3 月 9 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 1 号 佐久広域連合規約の変更について
- 日程第 6 議案第 2 号 森泉山財産組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 3 号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 4 号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 9 議案第 5 号 長野県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 1 0 議案第 6 号 長野県市町村自治振興組合規約の変更について
- 日程第 1 1 議案第 7 号 北佐久郡老人福祉施設組合規約の変更について
- 日程第 1 2 議案第 8 号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 9 号 小諸市と御代田町との間の公共下水道施設共同整備事業及び運転管理に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第 1 4 議案第 1 0 号 浅麓環境施設組合規約の変更について
- 日程第 1 5 議案第 1 1 号 御代田町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 1 2 号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 7 議案第 1 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 1 4 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 9 議案第 1 5 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 0 議案第 1 6 号 御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例の廃止について

- 日程第 2 1 議案第 1 7 号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 2 議案第 1 8 号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 3 議案第 1 9 号 平成 1 9 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度御代田財産区特別会計予算案について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 1 8 年度御代田町一般会計補正予算案について
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 1 8 年度御代田財産区特別会計補正予算案について
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案について
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 1 8 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 1 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 1 8 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案につ

いて

日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 1 8 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案につ

いて

日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 1 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案に

ついて

日程第 4 4 平成 1 9 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告

について

日程第 4 5 平成 1 8 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第 1 回

補正予算の報告について

平成 1 9 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 1 9 年 3 月 9 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 1 9 年 3 月 9 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 1 9 年 3 月 1 9 日	午前 1 1 時 5 3 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 1 9 年 3 月 9 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 1 9 年 3 月 9 日	午後 4 時 4 2 分

出 席 及 び 欠 席 議 員 の 氏 名 、 席 次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	古 越 日 里	出 席	8		
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	内 堀 千 恵 子	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	中 山 美 博	出 席
5	内 堀 恵 人	出 席	1 2	荻 原 達 久	出 席
6	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 3	柳 澤 治	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席	1 4	土 屋 実	出 席

会 議 録 署 名 議 員	1 3 番 柳 澤 治
	1 番 古 越 日 里

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	茂 木 利 秋
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	総 務 課 長	土 屋 敏 一
企 画 財 政 課	古 越 敏 男	町 民 課 長	南 沢 一 人
産 業 建 設 課	武 者 建 一 郎	生 活 環 境 課 長	中 山 秀 夫
教 育 次 長 併任こども課長	土 屋 洋 一	人 権 政 策 係 長	荻 原 浩
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回 定例会 会議録

平成 19 年 3 月 9 日 (金)

開 会 午前 10 時 00 分

- - - 日程第 1 開会宣言 - - -

○議長 (土屋 実君) おはようございます。これより、平成 19 年第 1 回御代田町議会議定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 13 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

- - - 諸般の報告 - - -

○議長 (土屋 実君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長 茂木利秋君。

(事務局長 茂木利秋君 登壇)

○事務局長 (茂木利秋君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思っております。

諸般の報告

平成 19 年 3 月 9 日

1. 本定例会に別紙配付のとおり、町長から議案 39 件、報告 2 件が提出されております。
2. 監査委員より、監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した、陳情文書表のとおり、陳情 2 件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため、町長他関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般通告質問者は、朝倉謙一議員他 8 名であります。
6. 閉会中における報告事項は、別紙のとおりです。

次のページからは、監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございます

ので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただきますので、この場においては省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（土屋 実君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第2 会期決定 - - -

○議長（土屋 実君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長 中山美博君。

（議会運営委員長 中山美博君 登壇）

○議会運営委員長（中山美博君） おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る3月2日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成19年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、陳情、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、条例案8件、予算案21件、事件案10件、報告2件の、計41件であります。

12月定例会以後提出された陳情は2件で、受理と決定いたしました。

会期は本日より3月19日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

それでは朗読いたします。

平成19年第1回御代田町議会定例会会期及び審議予定表

会 期 11日間

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第 1日目 3月 9日 金曜日 午前10時

開会

諸般の報告

会議録署名議員の指名

町長招集のあいさつ

					議案上程
					議案に対する質疑
					議案・陳情の委員会付託
					全員協議会
第 2 日目	3 月 1 0 日	土曜日			休会
第 3 日目	3 月 1 1 日	日曜日			休会
第 4 日目	3 月 1 2 日	月曜日	午前 1 0 時		一般質問
第 5 日目	3 月 1 3 日	火曜日	午前 1 0 時		一般質問
第 6 日目	3 月 1 4 日	水曜日	午前 1 0 時		常任委員会
第 7 日目	3 月 1 5 日	木曜日	午前 1 0 時		常任委員会
第 8 日目	3 月 1 6 日	金曜日	午後 1 時 3 0 分		全員協議会
第 9 日目	3 月 1 7 日	土曜日			休会
第 1 0 日目	3 月 1 8 日	日曜日			休会
第 1 1 日目	3 月 1 9 日	月曜日	午前 1 0 時		委員長報告
					質疑
					討論
					採決
					閉会

であります。

次に、審議日程表につきましては、書類番号 1 をご覧いただきたいと思ひます。

それでは、審議予定表により説明いたします。

常任委員会開催日程

常任委員会・月日・曜日・会議時刻・場所

総務文教常任委員会	3 月 1 4 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
	3 月 1 5 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室
社会建設経済常任委員会	3 月 1 4 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
	3 月 1 5 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

全員協議会開催日程

月日・曜日・開議時刻・場所

全員協議会	3 月 9 日	金曜日	本会議終了後	大会議室
-------	---------	-----	--------	------

3月16日 金曜日 午後1時30分 大会議室

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 実君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より3月19日までの11日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は、本日より3月19日までの11日間と決しました。

- - - 日程第3 会議録署名議員の指名 - - -

○議長（土屋 実君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

13番 柳澤 治君

1番 古越日里君

を指名いたします。

- - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長（土屋 実君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

町長 茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） あらためて、おはようございます。

このたびの町長選挙で、町長としてこれからの町行政を担当させていただくことになりました茂木祐司でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

第1回御代田町議会定例会の招集にあたりまして、ごあいさつをさせていただきます。

議員の皆さまには、全員のご出席をいただき、議会が開催できますことに、まずもって心より御礼を申し上げますとともに、町行政に対するいっそうのご理解、ご支援とご協力を、切にお願いを申し上げます。

最初にこれからの町政運営の基本方針についてご説明をさせていただきます。

私は、議会の皆さん、職員の皆さん、また、区や関係団体など、幅広い皆さんの

ご意見をしっかりと聞いて、明るく活力のある御代田町に向けて、全力で取り組んでまいります。

私はこれまで、町会議員としては12年間、さまざまな角度から行政にかかわってまいりましたが、十分な経験や知識もありませんので、是非とも一つひとつ教えていただきながら、一步一步着実に町政を前に進めていきたいと考えています。

私の政治にかかわる理念について、申し上げさせていただきたいと思いますが、私は、苦勞して働いている方々、生活が大変な中で、やりくりしながら暮らしている方々、そうした皆さまの思いをしっかりと受けとめられる町長でありたいと思っています。町民だれでも幸せに生きる権利を持っているという原点に立って、行政として最大限の応援をしていきたいという立場で今後の仕事を進めてまいります。いま、町は、国や県の影響を受け、また、指導の強化や財政的な規制が強まっているもとの、地方自治体が住民に直接接している、もっとも身近な行政としての重要な役割があるにもかかわらず、住民に目が向かない官僚的な傾向が強まっていたり、住民の声が行政に届きにくい体制や行政運営の傾向が見られることは、大変に残念であります。

こうした現状に対して、住民に直接接して行政サービスを提供している地方自治体として、本来の地方自治はどうあるべきか、地方自治をもっと輝かせようという視点からの改革を進めていきたいと思っています。

次に、職員の皆さんとの関係ですが、職員は行政のプロであり、いま以上の意欲をもって100%以上の力を発揮できるように、今後、機構や体制を整えてまいりたいと考えています。すべての職員は、私と一緒に改革を進めるパートナーとして、これまで培ってきた経験、技術、知恵と力のすべてを発揮して、公務員の基本的精神である「全体の奉仕者」、つまり住民のために働くという、きわめて崇高な精神をしっかりと自覚して、仕事にあたっていただきたいと思います。

既に職員には、業務改善のための建設提案を上げていただくように、全職員に指示をしてあります。私はこれが町を改革していく決め手になると考えています。

私の選挙での最大の公約であった同和対策事業につきましては、完全に廃止をいたします。既に町長に就任した2月28日より、同和対策関係の予算は、すべての支出を原則として一切行わない措置をとりました。今回の議会にご提案をさせていただく19年度の予算案は、時間の関係で予算書を訂正することができませんでし

たので、予算書に計上されている中の同和関係の予算につきましては、一切の支出を行わない措置をとることとさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

これによって、町の同和対策事業は、基本的には完全に終結をいたしました。

なお、個々に対応が必要な事業が幾つかありますが、私の責任で必要なチームを再編、編成して、対応するようにいたします。

また、町と部落解放同盟御代田町協議会との関係は、すべて打ち切ることといたしました。関係者との対応は、すべて私が前面に立つて行うことといたしました。これまで長い間取り組まれてきた町の同和対策事業を、完全に廃止する意義は、きわめて大きなものがあります。いま部落問題は、これまで実施してきた特別対策によって、既に町全体で見ても実体がなくなりつつあるところまで解決が進んできました。それなのに、更に町が予算をかけて特別対策を行うことで、逆差別の意識を一般町民に植え付ける結果になりました。

また、同和事業を続ければ、この地域は同和地区、この人は同和地区出身者ということで、差別が固定化され、いつまでたっても部落差別がなくなるのであります。

今回の同和事業の完全な廃止は、これまでの部落と一般という垣根をつくっていた行政上の障害物を完全に取り払うもので、部落問題の根本的な解決となるものと確信をしております。

これによって、すべての町民が平等であり、町民だれでも自由にものが言える、明るい御代田町の出発点になると確信しております。また、町の事業は、すべての町民に対して分け隔てなく、平等に実施し、同和事業で削減した予算は、町民全体の暮らしを応援するために有効に活用してまいります。

次に、選挙で公約した課題にどう取り組むのかについて、一般質問で多くの議員の皆さまからご質問をいただいておりますが、基本点について説明をさせていただきます。

苗畑へのごみ焼却場の建設について、私の選挙公約は、建設予定地は3,200世帯もの水道の水源があるので、現在の計画は見直しが必要だということでありませう。どのように見直し作業を進めていくかということにつきましては、まず、共同事業を進めている小諸市、軽井沢町との話し合いをしっかりと行い、絶対に信頼関係

を崩さないように、十分に注意をして対応してまいりたいと考えています。

また、建設予定地となっております地元の塩野区の皆さまには、さまざまな面でご心配やご苦勞をおかけすることになりますが、じっくりと時間をかけて粘り強く話し合いを進め、住民合意を基本にして、見直し作業を進めてまいります。

次に、中学校の改築による学校給食のあり方につきましては、既に教育委員会がセンター給食に方式を決定しておりますが、私の選挙公約は、自校給食の存続であります。この問題への町の対応といたしましては、町民の皆さまのご理解を得ることを基本として、十分に説明責任を果たし、誤りのない選択をしていきたいと考えております。

町長など特別職の給与の20%削減につきましては、議会初日に議案を提案すべきところでしたが、準備が間に合いませんでしたので、今議会中に条例改正案を提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

町民に開かれた町政に向けて、町民の皆さまが直接町長に意見や要望を送れるように、町長直通のファクスと専用のメール回線を既に開設をいたしました。これからは出前町長室や開かれた町長室に向けて取り組んでまいります。

国保税の引き下げ、介護保険料の軽減、子どもの医療費無料化の小学校卒業までの拡充、保育料の軽減、農業と商工業への支援などにつきましては、予算がどれだけ必要なのか、長期的な見通しはどうか、財源はどのように確保するのかという、総合的な視点で十分な検討を行い、できることから順次今後の議会にご提案をさせていただきたいと思っております。

さて、今定例会に提案いたします案件は、平成19年度予算案を中心に、41件であります。事件案件10件、条例制定・改正案件8件、当初予算案12件、補正予算案9件、報告2件です。

事件案件の多くは、昨年6月7日に公布されました地方自治法の一部を改正する法律により、収入役制度の見直し、吏員制度の廃止などが行われ、本年4月1日から施行されることに伴いまして、各一部事務組合から協議のありました規約の変更につきまして、提案させていただくものであります。

条例制定・改正案件につきましても、地方自治法の改正により、助役に代えて副町長を置き、定数を定めること。収入役を廃止して会計管理者を置き、会計事務を司ること。吏員制度が廃止されることにより、関係条例を整備するものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、平成18年人事院勧告に沿って管理職手当及び扶養手当の一部を改正するものです。

平成19年度当初予算案は、町長選挙があったため、継続事業、経常的な予算計上を主とする骨格予算となっております。

一般会計の予算額は、歳入・歳出、それぞれ48億1,125万円で、前年度に比べまして1億2,459万円、27%の増となっております。

補正予算対応で新規事業、投資的な予算計上が見込まれることから、その財源として、予備費を多く計上しております。

歳入は、昨年度に比べて所得税の移譲により、町税が1億7,339万円の増、逆に地方譲与税のうち所得譲与税が1億2,255万円の減、地方交付税が新型交付税の導入を見込み、1億4,072万円の減、国庫支出金750万円の増、県支出金1,802万円の増、基金繰入金1億181万円の増、町債が2,040万円の減となっています。公債費や扶助費の増加により、厳しい財政運営を余儀なくされていますが、基金からの繰入など歳入を最大限見込んだ予算となっています。

歳出につきましては、総務費は評価替えに伴う土地鑑定委託、戸籍電算化経費、参議院選挙、県議会議員選挙経費などを計上しましたが、全体で前年比3,107万円の減であります。

民生費では、国民健康保険、介護保険の各特別会計への繰出金、医療費などの扶助費、児童手当、乳幼児加算分などにより、3,490万円の増となっております。

衛生費では、井戸沢ストックヤード補修工事、久保沢処分場整備事業の終了などにより、全体で2,196万円の減であります。

土木費は、町道維持補修工事、道路新設改良の減、下水道事業特別会計への繰出金の減などにより、1億6,031万円の大幅な減となっています。

消防費は、消防団員退職報償金、消防無線デジタル化負担金などにより、3,728万円の増となっております。

教育費につきましては、中学校改築事業経費の計上により、6,043万円の増となっています。

11の特別会計につきましては、総額は43億2,238万円で、前年に比べ9,991万円、2.3%の減となっています。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明

をしていただきますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採決をお願いを申し上げます。

いま、国による地方交付税や補助金の削減、長期の経済不況などによる税収の落ち込みは、町の財政運営を厳しくするものであります。こうした事態に対して、私たちはどうやって対処していくのかということが、いま問われていると思います。住みよいまちづくりは、私と職員が頑張ればできるというものではありません。また、何でも町が計画して予算を出して事業を行えばよいというものでもありません。私は、町民が主人公で、住民参加のまちづくりを進めることこそが、合併せずに自立の道を選択した御代田町を、いっそう輝かせる道ではないかと考えております。

御代田町になって50年、町民の皆さまが培ってきた豊かな経験や技術、特技、知恵と力、そして何よりも町や地域をよくしたいという、地域を愛するエネルギーをどれだけ引き出して発揮していただくか、そこにこそ御代田町の発展の無限のエネルギーがあると思います。行政として、そうしたエネルギーを十分に発揮していただくような対応を強めて、事業を進めてまいりたいと考えています。議会の皆さまのよりいっそうのご理解とご協力を切にお願いを申し上げまして、議会招集のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

- - - 議案上程 - - -

○議長（土屋 実君） これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第1号 佐久広域連合規約の変更について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第5 議案第1号 佐久広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） それでは、議案書の4ページをお開き願います。

議案第1号 佐久広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第1項の規定により、佐久広域連合規約を次のとおり

変更する。

ということで、一部改正をお願いするものであります。

説明にあたりましては、資料番号3の1ページをお願いいたします。

まず、地方自治法の一部改正に伴いまして、収入役制度及び吏員制度の区分が廃止されたことに伴いまして、これらの関係規定を整備するところが前段の部分であります。

第11条でありますけれども、収入役が廃止されたことに伴いまして、会計管理者を置くというふうに改めるというものでございます。

12条の第4項につきましても、収入役の廃止に伴って会計管理者は広域連合長が任命するというふうに改めるものでございます。

第13条につきましても、収入役の任期、これを削除するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第14条でありますけれども、吏員制度の廃止に伴いまして、「吏員その他の職員」というところを、単に「職員」というふうに改めるものでございます。

それから、別表の備考の欄でありますけれども、7として「消防救急無線デジタル化整備については、前年度地方交付税の消防費の基準財政需用額割85%、各消防費の無線機台数割15%とする」というこの負担割合の条項を加えるものであります。これにつきましては、平成23年より消防救急無線のデジタル化へ移行がされます。国の施策によりまして実施されるわけでありますけれども、これを受けまして、佐久広域連合の消防につきましても、平成23年度に無線のデジタル化を計画しています。佐久広域全体でその費用が7億あるいは8億というふうに見込まれる、大変大きな財源を要する事業でありまして、平成19年度からそのデジタル化整備に向けて、目的器具を設置し、積立をしていくということになっています。

この経費につきまして、各市町村の負担割合を定めるものであります。負担割合の設定にあたりましては、各消防署における車載無線機、車に載せる無線機や、携帯無線機をすべてデジタル無線機に交換しなければなりません。その金額が全体事業費の約15%に相当するところから、各消防署の無線機台数割を15%とおり入れるというものでございます。

この規約は、平成19年4月1日から施行するというものであります。

佐久広域連合から規約の変更について協議がございましたので、よろしくご審議

をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 実君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武君。

（ 3 番 武井 武君 登壇 ）

○ 3 番（武井 武君） 3 番、武井であります。

1 点お聞きをいたします。

追加になりました附則の第 7 の、各町の負担金、全体事業費で 7 億から 8 億円かかるということですが、おおよその見込みについて、御代田町の負担額はおよそどのくらいになるか、お聞きをいたします。

○議長（土屋 実君） 総務課長。

（ 総務課長 土屋敏一君 登壇 ）

○総務課長（土屋敏一君） まだ正式な事業費が積み上がっていませんけれども、現在の予定ですと、平成 19 年から 23 年まで基金を積み立てるということにしていまして、その基金積立でその事業費を賄っていきましようということになっています。それで、19 年からその積立を始めますけれども、おおよそ年間 1,000 万円ということ、5 力年間ということになりますので、5,000 万円というふうに概算事業費、つかんでいるところであります。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○ 3 番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

もう一度挙手をお願いします。はっきりしてください。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第 1 号 佐久広域連合規約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第 6 議案第 2 号 森泉山財産組合理規約の変更について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 6 議案第 2 号 森泉山財産組合理規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) 議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 2 号 森泉山財産組合理規約の変更について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、森泉山財産組合理規約を次のとおり変更する。

これにつきましても、一部を改正するものでございます。

これにつきましても、資料番号 3、その 3 ページをお開き願います。

これにつきましても、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、収入役制度あるいは吏員制度を見直すものでございます。

第 8 条でありますけれども、収入役を会計管理者に置き換えるものであります。

第 9 条、見出しの部分、それから本条部分についても、同様でございます。

それから第 10 条でありますけれども、いままでは副組合長の任期について、特段の定めがなかったものですから、今回、この変更に合わせて、副組合長の任期についてうたい込んだものでございます。

第 13 条につきましては、吏員制度の廃止に伴いまして、単に「職員」とするものでございます。

この規約につきましては、平成19年4月1日から施行する、ということで、森泉山財産組合から協議がございましたので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第2号 森泉山財産組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第7 議案第3号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第7 議案第3号 東信地区交通災害共済組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） 議案第3号 6ページをお開き願います。

（発言する者あり）

○議長（土屋 実君） ちょっと、傍聴席では私語を慎み、議員の発言に対して……従わない……はい、わかりました。

それでは退場していただきます。

退場していただきますので、退場してください。

暫時休憩いたします。

(午前10時34分)

(休憩)

(午前10時39分)

○議長(土屋実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

それでは総務課長、お願いいたします。

○総務課長(土屋敏一君) それでは、議案書の6ページ、お願いします。

議案第3号 東信地区交通災害共済組合理約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、東信地区交通災害共済組合理約の一部を、次のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

規約の一部変更をお願いするものであります。

これも資料番号3、4ページをお開き願います。

これにつきましても、自治法の改正に伴いまして、収入役制度、吏員制度の見直しに伴う整理でございます。

この規約は平成19年4月1日から施行する、ということであります。

交通災害共済組合から変更協議を求められましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長(土屋実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号 東信地区交通災害共済組合理約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第8 議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する

地方公共団体の数の減少及び規約の変更について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第8 議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) それでは議案書の7ページをお願いします。

議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成19年3月31日をもって池田町松川村葬祭センター施設組合が解散に伴い脱会し、平成19年4月1日から池田町、松川村学校給食共同調理施設組合が名称を池田松川施設組合に変更することに伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を別紙のとおり変更する。

8ページ、別紙でありますけれども、その一部改正の規約であります。

別表中、「池田町、松川村学校給食共同調理施設組合、池田町松川村葬祭センター施設組合」を、「池田松川施設組合」に改める、というものであります。

9ページに新旧対照表、参考に載っていますが、このように改正されるものであります。この規約は平成19年4月1日から施行するものであります。

町村公平委員会から変更協議がございましたので、よろしく願いをいたします。

○議長(土屋 実君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第9 議案第5号 長野県市町村総合事務組合規約の変更について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第9 議案第5号 長野県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) 議案書の10ページ、お願いします。

議案第5号 長野県市町村総合事務組合規約の変更について

長野県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

11ページをお願いします。一部改正をお願いする条文でございます。

資料番号の3、5ページに新旧対照表が載っております。これにつきましても、収入役制度の廃止、吏員制度の廃止に伴う改正でございます。

それとあわせて、現在は副会長が2名であるわけですが、今回は副会長3名にしていきたいというものであります。失礼しました、副管理者であります。副管理者のうち、2人は町村会の副会長の職にある者をもってあて、1人は管理者

が組合の議会の同意を得て選任するという事で、副管理者3名にするというものでございます。

それから事務組合第8条の第4項でありますけれども、組合に会計管理者を置き、管理者が職員のうちからこれを任命する、ということで、収入役制度の廃止に伴いまして改正をするものでございます。

この規約は平成19年4月1日から施行する、というものでございます。

総合事務組合から規約変更協議がございましたので、よろしく願いをいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第5号 長野県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第10 議案第6号 長野県市町村自治振興組合規約の変更について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第10 議案第6号 長野県市町村自治振興組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) 12ページをお願いいたします。

議案第6号 長野県市町村自治振興組合同規約の変更について

長野県市町村自治振興組合同規約を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

13ページがその一部変更についての規約の条文でございます。

資料番号の6ページに新旧対照表を載せてございます。これにつきましても、収入役制度の廃止、吏員制度の廃止に伴いまして、それぞれ規約を整備させていただくものでございます。

この規約は平成19年4月1日から施行するものであります。

自治振興組合から規約の変更について協議がございましたので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

○議長(土屋実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第6号 長野県市町村自治振興組合同規約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第11 議案第7号 北佐久郡老人福祉施設組合同規約の変更について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 1 1 議案第 7 号 北佐久郡老人福祉施設組合理約の変更
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 議案書の 1 4 ページをお願いします。

議案第 7 号 北佐久郡老人福祉施設組合理約の変更について

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、北佐久郡老人福祉施設組合理約の一部を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページであります、1 5 ページ、それから資料番号の 8 ページをお願いします。

第 7 条であります、これにつきましては、組合の執行機関でありまして、収入役を会計管理者に改めるものであります。

第 2 項につきましては、収入役は組合が、組合長が組合の議会の同意を得て選任するというものを、会計管理者は組合長の属する組織団体の会計管理者をもってあてる、というものであります。

第 1 0、それから第 3 項であります、この収入役を削りまして、収入役の任期を削除するものであります。

第 1 0 条につきましては、補助職員でありまして、「この組合」の前に「第 7 条第 1 項の定める者のほか、」を加えまして「吏員その他」を削りまして、「おき」を漢字の「置き」にかえるものであります。

附則であります、施行期日、この規約は平成 1 9 年 4 月 1 日から施行するものであります。

経過措置であります、この規約の施行の際、現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものというものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号 北佐久郡老人福祉施設組合理約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第12 議案第8号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける

地方公共団体の数の減少及び規約の変更について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第12 議案第8号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける

地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第8号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

地方自治法第252条の6の規定により、平成19年3月31日をもって、佐久圏域水道水質検査協議会の構成団体から、佐久市望月外1市水道企業団を脱退させ、佐久圏域水道水質検査協議会規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めらる。

これにつきまして規約の一部改正をお願いするものでございます。

資料番号 3の9ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第3条中「、佐久市望月外1市水道企業団」を削るということをごさいますて、これにつきましては、佐久市望月外1市水道企業団が佐久水道企業団に合併することに伴いまして、佐久市望月外1市水道企業団を解散し、当協議会を平成19年3月31日をもって脱退するものであります。つきましては、佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少に伴い、当協議会の規約を変更するもので、新旧対照表のとおり「11市町村3団体」となるものでございます。

附則、この規約は平成19年4月1日から施行する。

以上でございますが、佐久圏域水道水質検査協議会から協議がございましたので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第8号 佐久圏域水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第13 議案第9号 小諸市と御代田町との間の公共下水道施設共同

整備事業及び運転管理に関する事務の委託に関する規約の変更について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第13 議案第9号 小諸市と御代田町との間の公共下水道施設共同整備事業及び運転管理に関する事務の委託に関する規約の変更についてを

議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第9号 小諸市と御代田町との間の公共下水道施設共同整備事業及び運転管理に関する事務の委託に関する規約の変更について

地方自治法第252条の14第2項の規定により、小諸市と御代田町との間の公共下水道施設共同整備事業及び運転管理に関する事務の委託に関する規約の一部を変更することについて、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

これにつきましても、規約の一部改正をお願いするものでございまして、資料3の10ページをお願いしたいと思います。

まず表題中「及び運転管理」を削る。

第1条中「及び運転管理」を削る。

第2条中「次に掲げる」を「下水道汚泥処理施設建設に関する」に改め、同条各号を削る、ということでございます。

これにつきましては、浅麓環境施設組合格約の一部改正と並行いたしまして改正するものでありまして、平成18年9月に浅麓汚泥再生処理センターの建設工事が竣工し、施設が完成したことに伴い、スクラム事業として小諸市が事業主体となって建設した下水道汚泥処理施設と、浅麓環境施設組合が事業主体となって建設したし尿生ごみ処理施設を、浅麓環境施設組合が一体的に管理運営するために、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町の4市町間で締結した事務の委託に関する規約並びに浅麓環境施設組合それぞれで定められている、下水道汚泥処理施設の建設と管理運営の項目を区分整理することになりまして、いままで下水道汚泥処理施設建設事業の際に要した建設費分担金及び平成18年度の運営費分担金は、小諸市がそれぞれの市町から徴収し、浅麓環境施設組合に委託費として納入してありましたが、平成19年からは、下水道汚泥処理に要する分担金を小諸市からではなく、直接浅麓環境施設組合から御代田町に請求する形に改める改正をするものであり、なお、下水道汚泥処理施設建設に要した地方債の償還金にかかる事業主体分担金につきまして

は、小諸市が事業主体として借入を行ったため、引き続き小諸市が町に請求してくるといふものでございます。

この規約は平成19年4月1日から施行する。

以上でございますが、小諸市から協議がありましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第9号 小諸市と御代田町との間の公共下水道施設共同整備事業及び運転管理に関する事務の委託に関する規約の変更については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第14 議案第10号 浅麓環境施設組合格約の変更について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第14 議案第10号 浅麓環境施設組合格約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の18ページをお願いいたします。

議案第10号 浅麓環境施設組合理約の変更について

浅麓環境施設組合理約の一部を、別紙のとおり変更することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

これにつきましても規約の変更でございます。

一部改正でございます。

資料 3の11ページをお願いしたいと思います。

まず3条中の表中でございますが、(3)下水道汚泥処理施設の設置及び管理運営に関すること」を「下水道汚泥処理施設の管理運営に関すること」に改める。

それから第8条第1項中、「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第2項中、「助役」を「副市町長」に、「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第3項を次のように改めるということで、3で組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長としての任期による。ただし、前項の組合長の属する市町の副市町長にあっては、その市町の副市町長の任期とする。

それから第10条ですが、補助職員で、第10条、第8条第1項に定める者のほか、組合に職員を置き、組合長が任命する。

これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律に伴いまして、改正と。それから、平成18年9月に、浅麓汚泥再生処理センター建設工事が進行し、施設が完成したことに伴い、浅麓環境施設組合理約を改正したもので、一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議決を求められたものでございます。

附則といたしまして、この規約は平成19年4月1日から施行する。

以上でございますが、浅麓環境施設組合から協議がありましたので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第10号 浅麓環境施設組合規約の変更については、原案のとおり決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時06分)

(休憩)

(午前11時18分)

○議長(土屋 実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

私語を慎んでください。

- - - 日程第15 議案第11号 御代田町副町長の定数を定める条例の

制定について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第15 議案第11号 御代田町副町長の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) 議案書20ページをお願いいたします。

議案第11号 御代田町副町長の定数を定める条例を制定する条例案について
地方自治法第161条第2項の規定に基づき、御代田町副町長の定数を定める条例を制定する条例を、別紙のとおり提出する。

21ページをお願いいたします。

その条文であります。

御代田町副町長の定数を定める条例案

地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とする。

附則、この条例は平成19年4月1日から施行する、というものであります。

先ほど来から出ております地方自治法の改正によりまして、市町村の助役に代わりまして市町村に副市町村長を置くというふうにされました。そしてこの副市町村長の定数は、条例で定めるものというふうに規定がなされました。それに伴いまして、この条例の制定をお願いするものでありまして、そしてその定数を1人としたいというものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第16 議案第12号 御代田町表彰条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第16 議案第12号 御代田町表彰条例の一部を改正する
条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） 22ページをお願いいたします。

議案第12号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について

御代田町表彰条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する、ということで、23ページにその一部改正の条文がございます。

資料番号3の、12ページに新旧対照表、掲げてございます。

助役が副町長に改まる。収入役が廃止されるということで、表彰審査委員の部分につきまして、改正をお願いするものであります。

この条例は平成19年4月1日から施行をお願いするものであります。

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 1 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、多数であります。

よって、議案第 1 2 号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案については、
原案のとおり決しました。

- - - 日程第 1 7 議案第 1 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 1 7 議案第 1 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） それでは、24 ページをお願いいたします。

議案第 1 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につい
て

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出す
る、ということで、次の 25 ページをお願いいたします。

次のように一部改正をお願いするものでありますが、資料番号 3、13 ページの

条例の新旧対照表をご覧いただきたいと思ひます。

まず、第11条の2の改正でありますが、給料の特別調整額というふうに記載されていますが、通称管理職手当といっているものでありまして、課長、課長補佐に支給されている管理職手当について、改正をお願いするものであります。

これにつきましては、平成18年度の人事院勧告に伴いまして、その改正内容に沿って、改正をお願いするものであります。

管理職手当につきましては、現在、給料月額100分の8を超えてはならないというふうになっています。これを、その職員が属する級の最高号俸、6級あるいは5級ということになります。その級の最高号俸の給料月額100分の8を超えてはならない、というふうに改正するものであります。

そして、この改正につきましては、また25ページに戻っていただきたいと思ひますけれども、附則の2のところ、経過措置がございまして、平成23年3月までは従来どおりにやっていくんだということでございます。

それから14条の関係でありますけれども、扶養手当の改正であります。現在、扶養手当2人目までについては6,000円、3人目以降については5,000円ということになりますけれども、人事院規則の改正によりまして、3人目以降も1人につき6,000円というふうに改正をお願いするものであります。

この条例につきましては、平成19年4月1日から施行をお願いするものであります。一部経過措置を設けて施行をしたいというものでありますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第18 議案第14号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第18 議案第14号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

(総務課長 土屋敏一君 登壇)

○総務課長(土屋敏一君) それでは、26ページをお願いいたします。

議案第14号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する、ということで、27ページをお願いいたします。

その一部改正の内容でありますけれども、第2条第1号中、「町吏員」を「町職員」に改める、ということで、吏員制度の廃止に伴いまして、「職員」というふうにかえていくというものでございます。

この条例は平成19年4月1日から施行するというものであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第14号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第 19 議案第 15 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 19 議案第 15 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

こども課長 土屋洋一君。

（こども課長 土屋洋一君 登壇）

○こども課長（土屋洋一君） ご説明申し上げます。

議案第 15 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について

御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

29 ページをご覧ください。

これにつきましては、月の途中において入退所した場合、保育料満額をいただいていたわけですが、この改正によりまして日割り計算ができるようになったと。例的にはあまり多くはなかったわけですが、今度この改正によりまして、月の途中の場合は計算によって出すということになるわけですが。

附則ですが、この条例は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 20 議案第 16 号 御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例

の廃止について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 20 議案第 16 号 御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

人権政策係長 荻原 浩君。

(人権政策係長 荻原 浩君 登壇)

○人権政策係長(荻原 浩君) ご説明いたします。

議案書 30 ページをお願いいたします。

議案第 16 号 御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例を廃止する条例案について

御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例を廃止する条例を、別紙のとおり提出する。

次の 31 ページでございます。

御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例を廃止する条例(案)。

御代田町同和地区住宅改修資金貸付条例は、廃止する。

附則、この条例は公布の日から施行する。

本条例は、昭和 50 年の制定から 14 回の一部改正を経て、現在は公共下水道事業などによる水洗化に伴う住宅改修に対して、1 件 200 万円を上限として貸付を行うという、県の事業を実施するために定めた条例です。

平成 17 年 3 月 31 日をもって、県事業が終了となったため、それに合わせまして町条例の廃止をお願いするものです。よろしくをお願いいたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 21 議案第 17 号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 21 議案第 17 号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 武者建一郎君。

(産業建設課長 武者建一郎君 登壇)

○産業建設課長（武者建一郎君） 議案書の32ページをお願いいたします。

議案第17号 御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例案について
御代田町商工業振興条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。
資料番号の3、14ページをご覧いただきたいと思います。

第7条第2項中、「町工場誘致」を「町工業振興」に改める。これは町工場誘致
条例を廃止したために、工業振興の条例に改めるということでございます。

第12条中、第12条の改正につきましては、中小企業の振興資金斡旋事業でござ
いますが、中小企業信用保険法第2条により、中小企業者の定義にあわせて県は
施行しております。町の条例は、県制度に準じているため、県の制度に合わせるた
めの改正でございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第22 議案第18号 御代田町防災会議条例の一部を

改正する条例案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第22 議案第18号 御代田町防災会議条例の一部を改正
する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） それでは、34ページをお願いいたします。

議案第18号 御代田町防災会議条例の一部を改正する条例案について
御代田町防災会議条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

35ページをお願いいたします。

一部を改正する条文であります、資料番号3の15ページ、新旧対照表が載っておりますが、この条例につきましては、昭和38年制定して以来、見直しがなされておらず、現状に沿うように改正をお願いするものであります。

一番大きな改正の内容でありますけれども、防災会議の委任による処理ということで、16ページのところをご覧いただきたいと思っておりますけれども、第5条第6条を追加して、会長が専決できる事項を定めたものでございます。

会長の専決できる事項につきましては、災害が発生した場合において、情報収集をすること、それから災害が発生した場合において、関係機関相互との連絡調整を図ること、また、防災計画、これらの簡易な修正等については、この会長が専決できるという条項を新たに設けたものでございます。

平成19年、町の防災計画を見直すにあたって、この条例を整備しておきたいというものであります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第23 議案第19号 平成19年度御代田町一般会計予算案

について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第23 議案第19号 平成19年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） それでは、議案書の36ページをお出し願いたいと思います。

議案第19号 平成19年度御代田町一般会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度御代田町一般会計予算

を、別冊のとおり提出する。

予算書別冊をお出し願いたいと思います。

1 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 19 年度御代田町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算第 1 条、歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 48 億 1,124 万 6,000 円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入・歳出予算による。

地方債第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

第 3 条、一時借入金。地方自治法第 235 条第 2 項の規定により、一時借入金の借入の最高額は 5 億円と定める。

第 4 条、歳入・歳出予算の流用。地方自治法第 220 条第 2 項但書の規定により、歳入・歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

それでは、事項別明細について説明しますが、資料 1、それと資料 1-1、これについては歳入関係の説明でございますが、それぞれご覧になっていただきたいと思います。

町長提案説明の中にもありましたが、本年度 19 年度予算は町長選があったため、骨格予算になっております。

それでは、資料番号 1 の 4 ページをお出し願いたいと思います。それと予算書の 2 ページ、3 ページと一緒にご覧いただければと思います。

それでは歳入でございますが、町税のうち、項 1、町民税。前年度に比較しまして、1 億 5,418 万 9,000 円の増。25%の増でございます。これは三位一体改革によりまして、所得税から町民税への税源移譲によりまして、町民税が 2 億 300 万円増、それと法人税の減額が 4,880 万円でございます。

2、固定資産税につきましては、前年比1,983万2,000円。1.8%の増。土地の宅地化あるいは家屋の新增築による増でございます。

項3、軽自動車税。前年比153万円、5.4%の減。これにつきましては、最近の傾向で、普通車から軽四輪に切りかわってきているというようなことから、増えております。

項4、町たばこ税。前年比625万6,000円、6.6%の減でございます。これにつきましては、町内の小売店舗が減少していることに伴います減が主なものでございます。

項5、特別土地保有税。1,000円でございます。これは項目起こしでございます。

項6、都市計画税。前年比416万9,000円、3.7%の増。前年決算見込みより推計してございます。

項7、入湯税。前年比7万3,000円の減で、18.2%の減でございます。これは御代田町1件、オナーズヒルの入湯税でございますが、減少傾向でございます。

次に、款2、地方譲与税。項1、所得譲与税。前年比皆減。すべて減でございます。これは税源移譲によりまして町県民税に繰りかわったことによります。

項2、自動車取得税。前年比112万8,000円の減、1.8%の減でございます。前年決算見込みより推計してございます。

項3、地方譲与税。前年比356万8,000円の減。14.5%の減でございます。これも同じく前年決算より見込んでございます。

款3、利子割交付金。項1、利子割交付金。前年比985万6,000円の減、70.0%の減でございます。利子が非常に低く、その利子のうち、一部町に交付されてくるわけですが、減ってきております。

次に、款4、配当割交付金。項1、配当割交付金でございますが、前年比216万4,000円の増、131.4%の増でございます。決算見込みより推計してございます。

款5、株式譲渡所得割交付金。前年比244万7,000円の増、127.1%の増でございます。これも前年見込みより推計してございます。

次に款6、地方消費税交付金。項1、消費税交付金。前年比353万1,000円の増、2.5%の増でございます。同じく前年決算見込みより推計してございます。

款 7、ゴルフ場利用税交付金。項 1、ゴルフ場交付金でございますが、前年比 1 0 8 万 2, 0 0 0 円の増、5.7%の増でございます。これは、町内大浅間、森泉ゴルフクラブからの納税されたものが交付されてきます。

次に款 8、自動車取得税交付金でございますが、前年比 1 0 2 万 7, 0 0 0 円の減、2.9%の減でございます。同じく決算見込みより推計しております。

次に款 9、地方特例交付金。前年比 2, 1 5 6 万円の減。62.4%の減でございます。これにつきましては、国庫補助金の減額分が特例交付金で交付されてきたものが、18年度で終了しました。それに代わりまして、今年度児童手当乳幼児加算分あるいは4年生から6年生まで拡大されたことに伴う交付金が1,300万円交付される予定でございます。

次に款 10、地方交付税。前年比 1 億 4, 0 7 1 万 6, 0 0 0 円の減。11.3%の減でございます。普通交付税で 1 0 億 5, 7 5 6 万 3, 0 0 0 円。特別交付税 5, 0 0 0 万円を見込んでおります。19年度より新型交付税といたしまして、人口・面積により交付方法が変わってきております。御代田町の場合、試算によりますと、前年とほぼ同額が交付される見込みでございます。予算に対しての減が非常に大きいわけでございますが、前年度の交付額がやはり 1 0 億円、18年度交付額 1 0 億円余でありまして、ほぼ同額でございます。

次に、交通安全特別交付金。前年比 4 万 3, 0 0 0 円の増。2.1%の増でございます。

12、負担金及び分担金。項 1、負担金でございますが、前年比 5 7 9 万円の増、31.6%の増でございます。増えたものとしまして、草越地区畑総の負担金で 4 3 7 万円。減ったものとして、廃棄物処理施設事業等がございます。

次に、5 ページをお願いします。

款 13、使用料及び手数料。項 1、使用料。前年比 3 8 3 万 1, 0 0 0 円の増、2.2%の増でございます。保育園使用料におきましては、所得の減ということから 3 4 6 万 4, 0 0 0 円の減。住宅使用料については、6 3 8 万 2, 0 0 0 円の増でございます。

次に項 2、手数料。前年比 7 9 万円の減。7.1%の減であります。ことほぼ変わりございません。

次に款 14、国庫支出金。項 1、国庫負担金。前年比 1, 9 3 5 万 4, 0 0 0 円、

17.6%の増でございます。これの大きいものは、児童手当乳幼児加算分ということで1,251万6,000円、これにつきましては、19年度より3歳未満児、1歳、2歳児でございますが、いままで月5,000円が1万円に上がります。その分の増でございます。

次に国庫補助金。前年比2,128万円の減。マイナス77.6%の減でございます。大きいものとして、昨年当初予算で家賃対策補助金1,960万円計上したわけでございますが、これについては三位一体改革で18年度より廃止になっております。その関係の減でございます。

項3、委託金。前年比942万6,000円の増。145.2%の増でございます。今年7月、参議院議員選挙が予定されております。それに伴う交付金でございます。

次に款15、県支出金。項1、県負担金。前年比533万4,000円の増、5.1%の増。これについての大きいものは、児童手当乳幼児加算分あるいは保険基盤安定というような事業で増えております。

続きまして項2、県補助金。前年比501万9,000円の減、6.9%の減でございます。これにつきましては、廃止路線代替バス、コモンズ交通システムというものが19年度はなくなりますもので、その減。それと、農林水産業費の方の低農薬、昨年トラクターのノズル設置という補助がありました。今年度はありませんので、その減でございます。

次に項3、委託金。前年比1,770万5,000円。76.5%の増でございます。県民税徴収事務、これにつきましても、三位一体改革の中で所得譲与税から移行になり、県民税についても町の方で徴収するわけでございますが、その交付金が2,048万3,000円ほど増えております。それと知事選挙の減、県議会議員選挙の増でございます。

次に款16、財産収入。項1、財産運用収入。前年比674万4,000円の増でございます。基金利子で利息が昨年より上がってきております。それに伴う増でございます。

項2、財産売り払い収入。前年比3万2,000円、1.1%の増でございます。これにつきましては、法定外公共物ということで、赤線・青線がすべて国から御代田町の方に移管になっております。その売り払いを積極的に行っていくということで、若干増えております。

款 17、寄附金。項目起こしのため1,000円計上しております。

次に款 18、繰入金。項 1、特別会計繰入金。前年比 381万3,000円の増で、ちょっと数字が大きいです、介護保険特会からの繰入金でございます。

項 2、基金繰入金。前年比9,800万円の増、84.5%の増でございます。これにつきましては、減債基金、18年度は1億円でしたが、今年度、平成19年度起債のピークの年に当たります。そんな関係上、1億5,000万円の繰入で特定目的基金ということで、総合文化会館建設基金というのがございますが、文化会館建設終了したため、基金をなくすということから、維持管理に回すということで、2,000万円をみております。下水道についても3,000万円、これも償還金等増えてきたもので繰り入れるものでございます。財政調整基金、1,400万円については、昨年、前町長、介護保険の4,200万円、県の安定化基金から借り入れて運営してきました。その経費については一般会計でもちますということでございまして、2年次分1,400万円でございます。

次に款 19、繰越金でございますが1億円の増、2億円を見込んでございます。

款 20、諸収入。延滞金・加算金、前年度より200万円、66.6%の増でございます。

町預金利子、前年比10万円、25.0%の増。歳計現金の運用利子の増でございます。

項 3、貸付金元利収入。マイナス48万円。30.6%の減でございます。奨学金でございます。

次に項 4、雑入。前年比1,348万1,000円の増、28.6%でございます。2年に1度、消防団員の入れかえがございます。退職報償金の関係でございます。

次に町債。前年比2,040万円の減、10.2%の減でございます。臨時財政特例債のみでございます。

続きまして6ページ、歳出をお願いしたいと思います。

議会費でございますが、前年比178万3,000円の増、2.4%の増でございます。これにつきましては、市町村合併によりまして議員の数が相当少なくなっております。共済年金をアップしていかないと、年金の支払いができないということから、年金がアップしてきております。

次に総務費のうちの項 1、総務管理費。前年比4,074万8,000円の減、8.1%

の減でございます。大きく減っているのが事務機のリース、コンピュータ、やっておりますが、期限が切れたためにリース料等が減っております。それとオフトークリース等も昨年で償還が終了してきております。あとは人件費等でございます。

次に徴税费、前年比409万6,000円の減、4.3%の減。還付金及び加算金で800万円。これにつきましては、昨年大林工場団地のある会社におきまして、前納してあるものを、予納してあるものを今年度返すものでございます。それと土地鑑定委託料、617万8,000円の増でございます。

項3、戸籍住民基本台帳費。前年比1,140万7,000円の増、29.6%の増でございます。戸籍の電算化関係が主でございます。今年度の10月稼働に向けての準備を進めているところでございます。

次に項4、選挙費。前年比261万円の増、19.1%の増。町長選、知事選の減、参議院選、県議会選の増でございます。

項5、統計調査費。前年比24万1,000円の減、27.9%の減でございます。事業所統計終了によることによる減でございます。

次に監査委員費。前年比マイナス4、0.6%。前年比、ほぼ変更ございません。

次に款3、民生費。項1、社会福祉費。前年比1,684万5,000円の増、2.6%の増でございます。増えたものとしましては、厚生医療給付費で1,268万4,000円。障害者自立支援費で1,050万8,000円。後期高齢者広域医療設備準備金で249万3,000円でございます。この中で昨年と変わっているのが、同和対策費におきまして、同和地区高齢者年金104万4,000円の減、運動団体の補助金、650万円を減にしております。

次に項2、社会福祉費。前年比1,805万9,000円、4.3%の増。これにつきましても、大きいものは、児童手当の乳幼児加算分1,850万円でございます。

災害救助費については、前年と同額、項目起こしのため15万6,000円を計上させていただいております。

次に款4、衛生費。項1、保健衛生費。前年比685万5,000円の減。5.0%の減でございます。予防接種の委託で100万8,000円、人件費で683万円の減でございます。

次に項2、清掃費。前年比1,510万2,000円の減、5.5%の減でございます。減ったものとして、一般廃棄物委託料で726万9,000円、処分場内作業

委託で253万8,000円、小諸コンポスト終了によりまして、466万7,000円の減。増えたものとしまして浅麓環境施設組合負担金で1,360万8,000円の増でございます。

次に7ページでございますが、歳出、項5、労働費でございますが、前年と同額であります。

次に款6、農林水産業費。項1、農業費。前年比631万1,000円の減、10.1%の減でございます。広域食肉センター負担金の減、入でもご説明いたしましたが、昨年トラクターノズル改修補助がなくなってきております。

次に項2、林業費。309万3,000円の減。20.0%の減でございます。国際射撃場負担金の減、森林整備事業活動支援交付金の減でございます。

農地費につきましては、1,797万1,000円の増、17.5%の増でございます。草越畑総負担金で2,612万5,000円。元気な地域づくり交付金、これは雪窓湖周辺改修工事でございますが、741万5,000円の増でございます。

次に款7、商工費。項1、商工費。前年比317万2,000円の減、3.6%の減でございます。保証料負担金、工業振興奨励補助等の減でございます。

次に款8、土木費。項1、土木管理費。前年比740万8,000円の減、19.2%の減でございます。県道改良負担金の減、住宅新築資金特別会計繰り出しの減、これは年々改修が進み、少なくなっているところでございます。

項2、道路橋梁費。6,927万2,000円、52.7%の減でございます。これにつきましては骨格予算のために、道路の新設改良あるいは補償、修繕等、場所等の選定が過去にはあったわけですが、新町長のために政策的に削ってきてございます。

3、河川費。前年比マイナス1,000円、0.3%の減。ほぼ前年と同額でございます。

項4、都市計画費。8,574万円の減、37.2%の減でございます。下水道特別会計繰出金が主なものでございます。これにつきましては、今年度ベアリング周辺の下水道が整備され、相当な負担金が入ることから、繰出金の減でございます。

次、項5、住宅費。210万7,000円の増、13.7%の増。厚生住宅改善工事ということで、1軒、千メートル林道のところに住んでおられる方の厚生住宅の

通り改修という、浄化槽設置工事ということについております。

次に款 9、消防費。項 1、消防費。前年比3,728万2,000円、15.6%の増でございます。入でもご説明申し上げましたが、消防団員の切りかえの年でございます。退職報償金で1,271万4,000円。

本部費。これは広域に出す負担金でございますが、2,292万8,000円の増。主なものは消防無線の改修の積立に対する負担金でございます。

次に款 10、教育費。項 1、教育総務費。前年比6,135万7,000円の増、64.4%の増。主なものは平成19年度から中学校の改修工事を進めていくようになっております。中学校改修関係事業経費で5,280万4,000円、地形測量、耐火診断、基本設計の委託等の増でございます。

項 2、小学校費。前年比2,073万8,000円の増。19.6%の増でございます。北小校舎耐震診断で1,260万2,000円。南小プール改修工事で1,113万円の増が主なものでございます。

次に中学校費。前年比396万4,000円の減。2.3%の減でございます。昨年、消耗品費で給食の食器等の購入がありましたが、今年度はございません。そんな関係で減しております。増えたものとしては、心の教室相談員賃金で239万8,000円。介助者謝金ということで34万2,000円でございます。

項 4、社会教育費。前年比1,039万円の減、9.3%の減でございます。社会教育団体補助廃止、これは公民館で各活動、クラブがありますが、その講師を今年度をもって廃止するというところでございます。それと進学奨励金奨学金ということで、同和地区の大学生、短大生、高校生に出した奨学金を、18年度をもって廃止するというところで、372万円の減でございます。それと解放子供会運営経費76万6,000円。これについても廃止するというところで減っております。

次に項 5、保健体育費でございますが、前年比731万5,000円の減、14.9%の減でございます。昨年、屋内ゲートボール場の修繕工事がありましたが、なくなりましたもので、減でございます。

8ページをお願いしたいと思っております。

款 11、災害復旧費。項 1、農林水産業施設災害復旧費でございますが、前年比24万1,000円、43.5%の増でございます。最小限の経費を計上してございます。

項 2、土木施設災害復旧費でございますが、前年比マイナス1,000円、0.1%の減でございますが、これも最小経費を計上してございます。

次に款 12、公債費。項 1、公債費。前年比6,605万3,000円、6.7%の増でございます。総額 10億5,534万2,000円と、19年度が起債償還のピークでございます。

次に款 13、諸支出金。項 1、普通財産取得費。項目起こしのために2,000円計上してございます。

続きまして款 14、予備費でございますが、前年比 1億3,185万円の増、319.5%の増でございます。総額 1億7,312万1,000円ということで、骨格予算であります、6月補正対応するために予備費を多く計上してございます。

歳出合計、48億1,124万6,000円。前年比2.7%の増でございます。

続きまして予算書に戻っていただきまして、9ページをお出し願いたいと思います。9ページ、第2表地方債でございます。

今年度起こす予定の地方債、臨時財政対策債 1億7,960万円でございます。起債の方法でございますが、証書借入又は証券発行、利率は4.0%以内ということでございます。償還方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行の場合にはその債権者と協定するというものでございます。

この臨時財政対策債でございますが、いままで地方の財源不足分は国が地方交付税特別会計で借り入れ、地方公共団体に補てんしてききましたが、平成13年度より財源不足分については各地方公共団体が直接借入を行うということになりました。この借入に対する元利償還については、全額後年度地方交付税で算入されるようになっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第19号審議中でございますが、昼食のため休憩いたします。

午後は1時30分より再開いたします。

（午後 12時06分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（土屋 実君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議長（土屋 実君） 議案第19号、提案理由の説明が終わりましたが、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武君。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

19年度御代田町一般会計予算について、町長に2点ほど、お聞きをしたいというふうに思います。

町長招集のあいさつの中で、時間の都合上予算の訂正ができませんでした、説明責任もきちんと果たしていきま、こういうふうに申されました。そこで、町長はこの予算というものをどういうふうに理解しているか、まずお聞きをいたします。

○議長（土屋 実君） 町長、茂木祐司君。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 予算をどう理解しているかということですが、それは40数年行政に携わってきた武井さん、武井議員から見ますと、私の理解は非常に不十分であるかとは思いますが、予算というものはやはり行政が町民に対してどういうサービスを行うか、事業を行うか、そして1番は、私ども町としてどのような政策的な立場を持っているか、つまりそういう我々としての考え方がすべて予算という形で事業、金額という形で表している。ですから、町としての政策のすべてがそこに表れているというふうに考えています。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 私も、そのとおりだというふうに思っております。

当然のことながら、予算というものは御代田町をどういうふうに進めていくか、あるいは当然、こういう事業をこのように進めたい、だからこれだけの経費、予算が必要なんです、ですから議会の皆さん、ご審議をしていただきたい、それが普通の予算だと思うわけでありませ。

ですけれども、あなた方が出した、このこういうチラシ、それからこういう新聞記事であります、これを読んでいると、幾らか時間がかかるわけでありませけれども、同和事業廃止に今年度から、来年度から着手する考えだが、ほかの人権問題に関する取り組みに影響はしないか（町職員）との声もある、調整も課題になりそう

だということ。それから読売新聞、公約どおり不公正な同和行政は全廃する、3月議会で成立しても関係予算を執行しない、ときっぱり。白紙撤回を求めたごみ焼却、これはあとで一般質問でやりますからいいです。それから信毎、3月3日ですか、の信毎。当初予算にはほかに町が行う啓発事業の経費や職員の研修旅費、関連施設運営など、団体補助や個人給付以外の同和関連予算として、計2,100万円余（担当職員2人分の人件費を含む）が計上されているが、茂木町長はこれについても執行しない。それから、同和予算の関係はそれですけども、それからこの町税、町税の収入。町民税で1億5,400万円の増、固定資産税で1,983万2,000円の増、あなたは、町長はここに土屋町長の4年間に何が行われたのか、国と一緒にあって町民に負担を押しつけるのかと、このことが鋭く問われています。その中に固定資産税1,257万円、定率減税の廃止による増税、民税、3,200万円。これとの整合をあなたはどうするんですか。ですから、あなたのを借りると、あなたも町長も、国と一緒にあって町民に負担を押しつける予算を組んだということ。だから、それと私の一番言いたいのは、執行をしない予算をなぜ議会が審議しなければならないんですか。審査をしなければならないんですか。そこを明確にお答えください。

○議長（土屋 実君） 町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

最初に、固定資産税の件でありますけれども、固定資産税の件につきましては、前回の増額になった分につきましては、確かに住宅の新築などの増もありますけれども、固定資産税の負担調整率の関係で、国の方で負担調整率を変えてきたことによって、増税になっているという面がありますが、今回の場合には、そうした税制の調整ではなくて、単純に新築、増築の増、これに伴う増でありますので、そこは単純にはいかないと思っています。

もう1点、予算について執行しないということですけども、これにつきましては、私が町長に就任したのが28日で、9日が議会という、わずかその間が9日間しかない。ただ、今回の予算書を見ていただければわかりますように、私が当選しました18日の日の次の日、19日の日に部落解放同盟御代田町協議会から、以前から要望していた7項目ですか、団体補助金の問題など、そういう問題については撤回するという申し出がありましたので、その点については予算の、予算書に間に合いましたので、そこは書きかえました。しかし、今度の場合には、時間的な関

係があって、どうしてもできないということがあって、しかし、同和事業は廃止するというのが私の公約でもありますし、その点について何ら矛盾はないと思います。それで、予算を執行しないという権限は、町長にはあるというふうに理解していますので、そのような形で予算書には反映できませんでしたが、実際の運営としては公約が生きるという形にさせていただきました。

以上であります。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 3回目になるわけですが、元議員、現町長の言葉を借りれば、全然答えになっておりません。

私が聞いているのは、執行しない予算をなぜこの議会が審議をしなければいけないのか、無駄な時間と思いませんか。ね、ですから、それと、まだいいですよ、これ3回目だから、最後になりますので。

いいですか、ここにも何か変なこと書いてあるでしょう。これ3月1日付のかわら版。『本日より同和関係の予算の支出は一切行わず、完全廃止には私が前面に立って行う』、本日というのは3月1日、一切執行しないと書いてある。書いてあるんですよ、ここに、あなたが出したここに。ですから、当然のことながら、執行しない予算をなぜ議会が審議しなければならないのですか。無駄な時間と思いませんか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） はい、お答えいたします。

先ほど示されたかわら版は、日本共産党が発行しているもので、私は無所属ですので、そのことについては私が何らかかわるものではありませんが、いま、質問のあった点ですけれども、なぜ執行しない予算を審議する必要があるのかということではありますが、議会招集のときにもそのことはそういう措置をとるということを示し上げてありますが、町の予算というのは同和事業がすべてではありませんで、町民の暮らしにとってどうしても進めていかなければならない事業がたくさんあるわけですから、それまでも予算を組まない、予算を議会に諮らないということであれば、町は全く動かなくなってしまうわけでありまして、したがって、今回の予算書につきましては、最小限必要な措置として予算の執行をしないということでありまして、その他町民生活にかかわることにつきましては、当然行政は継続性が

求められるものでありますので、そこまでもひっくるめて議論なさるのはいかがなものかというふうに思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 議長、済みませんが、3回になりますけれども、もう一度、もう1回だけお願いします。

ですから、予算、骨格予算であれ、暫定予算であれ、継続事業であれ何であれ、こういう仕事をしたいから議会の皆さん、いかがですかと諮るのが予算審議ではないですか。それを、私はもうはなから執行しません、という予算を、なぜ議会が審議しなければならないんですか。だから、あなたに一番初めに聞いたのは、予算の考え方、どう、12年も議員をやってきたんだから、何回も予算審議をした、私、いままでの町長が、町長でもだれでも理事者でも、国会でも何でも、総理大臣でもだれでも、予算は執行しませんけど議員の皆さん審議してくださいなんていうような予算はどこにもありませんよ。その点のこと。

それで、どうしてもやりたいとすれば、これは全部撤回して予算どおり執行をいたします、それから議員の皆さん、審査を願います、と言うか、それとも、予算訂正はできますから、議会の承認さえいただければ。改めて予算を訂正して議会の皆さんにお諮りします、それぐらいのことを考えられませんか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

ただいまの質問ですけれども、例えば予算を議会で議決をいただいた場合にも、まだこのいまの予算は議決をいただいてませんが、この議決をいただいた段階でも、その予算がすべて執行されるというわけではありません。その経過の中で、必要のなくなったものは予算は執行しないということは当然ありますし、減額措置その他補正も当然ございます。したがって、私は、今度の議会ではその時間的制約から執行しないという措置をとりますが、当然それは6月議会で補正予算を組む、また、条例の改正案を提案して、すべてその問題をきちんと解決するという立場であります。

もしも今回の議会、今度の議会は地方自治法からいって、これ以上議会の日程を延ばすと、予算成立が地方自治法上からこれ以上延ばせないということがありました。私は当初、もう少し議会の開会を延ばせないのかということで、担当部局と相

談しましたけれども、その予算全体の成立ということの時間的制約があるということで、やむを得ず9日からの招集という、これが最終的な、これ以上延ばせない日程であります。そうした段階において、どのように整合性を持ったものにしていくかということで、予算の執行はしないという措置をとらせていただくということを前提にして、予算を提案させていただいたところであります。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 質問回数3回になりましたから、全然答えにはなっておりませんが、会議規則を曲げるわけにはいきませんので、ですが、当然、説明責任、固定資産税の増加になった分はわかりました。町民税の方は回答をいただいております。財政課長からは、これこれこういうことで町県民税は財源変更あるいは定率減税のすべての廃止等々によりまして、1億5,400万円ほどの増税には、増加にはなったという話は聞きました。だから、あなたが出しているこれにも、定率減税などの廃止により3,200万円、前町長はとった。国と一緒に町民に負担を負わせた。あなたが町長になっても、先ほどの固定資産税もそうだし、この住民税の問題もそうですが、あなたも国と一緒に住民に負担を押しつける町長ということになります。

終わります。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） その点についてお答えいたします。

その文章をよく読んでいただきたいと思いますが、町民に対してそういう負担が、国も地方自治体も一緒になって負担が増えたんだということを言っておりますけれども、確かに今度の場合にも定率減税の全廃に伴って、2,000万円ほどの増税になっています。したがって、私は、その点は国の法律ですので仕方ありませんが、その分を、負担になっている分を違う方法で町民の皆さんに還元できるような方法を考えています。それは、例えば私が選挙で公約いたしました国保税の引き下げですとか、介護保険の軽減ですとか、何らかの形で町民の皆さまにご負担になった分については、暮らしを支える施策としてそれを補うような形で進めてまいりたいというふうに思っています。以上です。

○3番（武井 武君） 終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子君。

(7 番 市村千恵子君 登壇)

○ 7 番 (市村千恵子君) 7 番、市村千恵子です。

3 点ほどちょっとお聞きしたいと思います。

いまお話もありましたように、新年度予算で削られました同和予算の総額は幾らか。またその事業内容はどんなものであるかという点についてお聞きしたいのと、それから定率減税廃止、いま町長おっしゃったように、2,000万円ほどの新年度、19年度予算では定率減税廃止による影響があるということですがけれども、これは町民税の部分だけではなく、やはりその税制改正によれば国保ですとか介護保険ですとか、その基準額をもとに料金とられる保育料ですとかにも影響が及ぶと思いますので、その影響額というのはどのくらいあるのかという点。

もう1点でありますけれども、教育費ですが、ちょっと予算の方を見て人件費の部分で探していたんですけど、ちょっとわからなかったのですが、実際、その南小の場合、いま現在、現5年生であります、いま県が4年生までは35人規模学級というのを実施していて、5~6年については関係自治体と、ま、やるというのであれば、それに財政措置をするという、国がとっているんですが、御代田町、南小の大規模改修というのは、大規模改修ではなくて増築というのは、少人数規模学級に対応したものだというお話でしたが、ちょっとやはりいま現5年生が転出してしまうところで、その国基準の80人というところ、微妙なところにいる中で、学校の説明では、ひょっとしたらいま3学級で行われていますが、2学級になってしまうというような説明をされたということで、とても不安になっている保護者の方からありましたので、新年度、町としてはどういう対応をしていくのか、その点についてお願いします。

○ 議長 (土屋 実君) 人権政策係長、荻原 浩君。

(人権政策係長 荻原 浩君 登壇)

○ 人権政策係長 (荻原 浩君) それでは、一番最初の項目について、私の方からご説明を申し上げます。先ほどの武井議員の質疑の中にもございましたが、去る3月3日、土曜日の信濃毎日新聞朝刊の記事をご覧になった方もおられると思います。その記事の中に、これ以上の紛議を招き、政争の具となることで支部員や受給者にいやな思いをさせたくない、こういうことで部落解放同盟御代田町協議会から土屋前町長

に対して、今年の2月19日付で文書が提出されました。これは先ほど町長がお答えしたとおりでございます。

この文書の内容は、既に当町と合意がされていた人権同和施策の今後の方針についてという7項目に関して、土屋前町長に対して解放同盟自ら返上するという内容の申し出でありました。その内容、その7項目に関連する予算について、平成19年度当初予算には計上してございません。

内訳でございますが、まず団体補助金、解放同盟が540万円、同和会が45万円、同和対策年金、これが104万4,000円、あと奨学金348万円、解放子供会運営経費75万5,000円、下水道事業補助金50万円、集会所管理委託費23万6,000円。合計しまして1,186万5,000円でございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 町民課長、南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 国保での影響ということではありますが、いま現在、確定申告をしておりまして、その状況を見ないと、いまどのくらい反映するかと、影響するかというのは、いまここで明確な答弁はできない状況であります。

以上であります。

○議長（土屋 実君） 総務課長、土屋敏一君。

（総務課長 土屋敏一君 登壇）

○総務課長（土屋敏一君） 定率減税の話でありますけれども、景気対策のために、いま暫定的な措置ということで、税負担の軽減措置として導入されてきたわけでありまして、経済状況の改善が図られてきているというようなことで、平成18年度、減税額が半減をされて、この19年度でそれが廃止になるということでありまして。

考えようによっては、経済情勢がよくなってきたから、もとに戻ったというふうに言えるんじゃないかと思えます。増税ということではなくて、もとに戻ったというふうにとらえているところでありますが、単純に18年度と比べますと、この定率減税廃止によりまして、個々に計算したわけではありませんけれど、先ほど町長のところで2,000万円という話がありましたけれど、2,600万円増加するのかなというふうに見積もっているところであります。以上です。

○議長（土屋 実君） こども課長、土屋洋一君。

（こども課長 土屋洋一君 登壇）

○こども課長（土屋洋一君） 定率減税による影響、保育料の関係について申し上げます。

影響と、ま、影響額はわかりませんが、保育料は下がる予定でございます。一応、保育料を決めるにあたりまして、階層区分というのがございますが、第4階層から第7階層の子どもたちが、平成19年2月現在260名おります。割合とすれば、70%でございます。第4階層から第7階層までの方は、低所得者以外の方の階層でございます。この第4階層から第7階層までの方の所得税額を国の方では基準を改正する予定でございます。したがって、それに合わせて町も6月議会に議案として提案し、改正していく予定でございます。

定率減税廃止に伴う10%というものがございまして、それ以上の平均で12.5%ぐらい所得税額を上げますので、枠をですね、保育料は下がると、こういうようなことになるかと思っております。

次に、教育次長としてお答えいたします。

国基準の1クラス40人の話でございます。平成18年度3月議会定例会におきまして、南小学校の、先ほどもちょっと出ましたが、西棟工事の説明の中で、増築理由を説明いたしました。理由として、今後の生徒数がやや増加傾向にあること、それと町独自で30人規模学級で行っていく考えであること、この2つを申し上げました。現在もこの考え方は変わっておりません。したがって、議員の皆さま、ちょっと不安な住民の皆さんがいたら、是非ご説明をお願いしたいわけです。

なお、南小の校長の方は、この旨を伝え、指導をしておきました。以上であります。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） わかりました。終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第24 議案第20号 平成19年度御代田財産区特別会計

予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第24 議案第20号 平成19年度御代田財産区特別会計

予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 古越敏男君。

(企画財政課長 古越敏男君 登壇)

○企画財政課長(古越敏男君) 議案書の37ページをお出し願いたいと思います。

議案第20号 平成19年度御代田財産区特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度御代田財産区特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成19年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算第1条、歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,230万2,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

この予算案については、平成19年2月20日、御代田財産区管理会において、同意を得ているところでございます。

では、予算書の2ページをお願いいたします。第1表歳入・歳出予算。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。本年度予算額759万9,000円。前年度予算額871万8,000円。比較111万9,000円の減でございます。これにつきましては、ハートピアみよた700万円、雪窓保育園用地として御代田町から20万円、基金利子、昨年より120万円ほど少ないわけですが、御代田中央記念病院に貸してある土地を、平成18年度売却いたしました。したがって、借地代がかからないための減でございます。

項2、財産売り払い収入。前年、本年とも1,000円で、変更はございません。項目起こしでございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。前年度450万円、本年度470万円、20万円の増です。各事業を執行するために、基金の繰入によって事業展開を図っています。

款3、繰越金。項1、繰越金。前年度、本年度1,000円でございます。項目起こしでございます。

款4、諸収入。項1、雑入。これも各1,000円。項目起こしでございます。

歳入合計、本年度1,230万2,000円。前年度1,322万1,000円。91万9,000円の減でございます。

続きまして3ページをお出し願いたいと思います。

歳出でございますが、款1、総務費。項1、総務管理費。本年度予算額1,216万7,000円。前年比89万9,000円の減でございます。委員報酬7名分、財産区有地管理委託料、各区に50万円でございます。財産区有地下刈り委託料、8老人クラブ80万円でございます。

款2、予備費。項1、予備費。歳入、歳出調整しまして、本年度予算額13万5,000円。前年比2万円の減でございます。

歳出合計、本年度1,230万2,000円。前年度1,322万1,000円。比較91万9,000円の減でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武君。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

簡単な質疑で申しわけございませんが、平成19年、基金繰入470万円を繰り入れて、平成19年度末の御代田財産区管理会の基金の合計は、幾らぐらい残るか教えてください。

○議長（土屋 実君） 企画財政課長、古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） 御代田財産区の財政調整基金ということでございますが、まだ18年度決算がなっておりませんが、17年度末の基金が4,675万5,000円でございます。今年度、財産売却がありまして、見込み1億1,380万円を足しますと、18年度末見込みは1億6,555万円になる予定でございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計

予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 5 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） 議案書の 3 8 ページをお出し願いたいと思います。

議案第 2 1 号 平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、平成 1 9 年度小沼地区財産管理特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

予算書の 1 ページをご覧願いたいと思います。

1 9 年度小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算第 1 条、歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 3 3 1 万 4, 0 0 0 円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入・歳出予算による。

平成 1 9 年 2 月 2 6 日開かれまして小沼財産管理委員会にかけ、同意を得ているところでございます。

それでは、2 ページでございますが、第 1 表歳入・歳出予算。

歳入。款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。今年度予算額 2 1 万 1, 0 0 0 円。前年度 3 万 7, 0 0 0 円で、比較 1 7 万 4, 0 0 0 円の増でございます。

財産貸付及び基金利子でございます。

項 2、財産売り払い収入。前年度、今年度 1, 0 0 0 円で、同額でございます。項目起こしでございます。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。今年度 3 1 0 万円。前年度 3 0 0 万円。1 0 万円の増でございます。事業運営のための基金繰入でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。前年度、今年度ともに 1, 0 0 0 円でございます。項目起こしでございます。

款 4、諸収入。項 2、雑入。同じく 1, 0 0 0 円でございます。項目起こしでございます。

歳入合計、今年度 3 3 1 万 4, 0 0 0 円。前年度 3 0 4 万円。比較 2 7 万 4, 0 0 0 円の増でございます。

続きまして 3 ページをお出し願いたいと思います。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。本年度 3 2 0 万 5, 0 0 0 円。前年度 2 9 3 万 4, 0 0 0 円。2 7 万 1, 0 0 0 円の増でございます。委員報酬 6 名分と小沼地区各区林野管理委託料 7 区に 1 8 5 万 4, 0 0 0 円を支出するものでございます。

款 2、予備費。項 1、予備費。歳入、歳出、調整しまして 1 0 万 9, 0 0 0 円。比較 3, 0 0 0 円の増でございます。

歳出合計、本年度予算額 3 3 1 万 4, 0 0 0 円。前年度予算額 3 0 4 万円。比較 2 7 万 4, 0 0 0 円の増でございます。

ちなみに、小沼地区財産管理財政調整基金でございますが、1 7 年度末 8, 6 9 8 万円、1 8 年度で 4 1 0 万円減額になりますから、1 8 年度末見込み 8, 2 8 8 万円でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 2 6 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度御代田町住宅新築資金

等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

人権政策係長 荻原 浩君。

(人権政策係長 荻原 浩君 登壇)

○人権政策係長(荻原 浩君) ご説明を申し上げます。

議案書の39ページでございます。

議案第22号 平成19年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

予算書の1ページでございます。平成19年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算第1条、歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,978万7,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

2ページの歳入でございます。

一般会計からの繰入金が947万3,000円、前年度比較199万4,000円の減でございます。

繰越金が1,000円。

諸収入、項1の貸付金元利収入、これは償還金でございますが、本年度予算額が1,001万1,000円。前年度比較67万6,000円の減でございます。本年度に7件の償還完了がございました。現在61件の償還の件数がございます。

項2の延滞金及び加算金が1,000円。

款4、県支出金で、項1、県補助金。本年度が30万1,000円。前年度比較1万1,000円の減でございます。これは償還推進事務費に対する県費の補助金、4分の3でございます。件数に比例して、件数が減るごとに少しずつ減っております。合計しまして本年度予算額が1,978万7,000円、前年度比較で268万1,000円の減でございます。

次の3ページ、歳出でございます。

土木費、住宅費で42万5,000円。前年度比較25万円でございます。これが償還に対する事務費でございます。

2の、公債費、1,936万2,000円、前年度対比265万6,000円の減でございます。平成31年度が償還、起債償還の最終年度となっております。起債元利の返済、規定の計画に基づき、年々減少いたしております。

合計しまして1,978万7,000円。前年度比較で268万1,000円の減でございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武君。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

町長に1点だけお聞きをします。

町長、こちらに座っておられるときに、住宅新築資金延滞金につきまして、いままでは項目設定もなかった。ただ、1,000円だけ載せてあるというふうに、何回もここで質問質疑をされました。今予算も見ると、延滞金1,000円であります。町長のお考えをお聞きします。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

住宅新築資金につきましては、滞納の増加ということが大きな問題になっておまして、これをどうするのかということではありますが、当然、契約書では滞納の場合には延滞金10.何パーセントということ科すということになっておりますので、延滞金については科していくということになります。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

2、3、お聞きいたしたいと思います。

この、本当に住宅新築資金、返済だけが残っている事業であります。滞納者数、いま61件というのは、償還しているのが61件ですね、ではその中で、滞納者数が何件なのか、それでいま18年度では償還が進んでいて、7件があったということですが、これは全額、全納だったということですかね。ちょっとその点もお聞きしますが。滞納者数、滞納件数であります。どのくらいの金額を、その実態をちょっと細かい部分ですけれどもお聞きしたいと思います。で、滞納総額、それから一般会計からの繰入というのがありますが、18年度当初のときには1億2,900万円ほどの一般会計からの繰入を行ってきたということなので、それプラス今回の一般会計、947万3,000円を足せばいいのかという点について、お願いします。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長 荻原 浩君。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えをいたします。

最初の7件と先ほど申し上げた件は、完済、償還が完了したものが今年度7件でございます。

それと、滞納の件の細かい数字でございますが、今年度の当初の滞納者数は27人おりました。その完済者の中に1人、滞納分につきましては1人が完済されております。現在、滞納者数は26人になっております。

滞納の件数ですが、43件で、本年度当初始まりましたが、完済が4件ございました。滞納の件数は39件。

繰り返しますが、滞納者数は26人、件数で39件でございます。

滞納の額でございますが、今年度当初の滞納額が9,859万7,012円、今年度そのうち償還されたものが692万2,755円、現時点で残っておりますのが、今年度当初の予算ベースですが、9,167万4,257円です。

当然、今年度の計画に、現年分で計画されている4月から今月までに入ってくる部分は、ここには含まれておりませんので、その数字につきましては、出納閉鎖5月31日過ぎに確実な表でまたお渡ししたいと思います。

滞納者にかかわる仮受金額の元金ですが、合計しましてこの26人39件分の借入の元金は2億2,990万円でございます。これに対する利息が、計画利息も含

めまして7,384万9,796円。滞納者にかかわる償還計画額、合わせますと3億374万9,796円が合計元利計の計画額でございます。このうち、滞納者にかかわる償還済み、これまでに償還が済んでいる額でございますが、1億2,661万7,408円がこの26人39件に対してそれだけの金額が現在償還されております。全く滞納が滞っているということではございません。滞納者にかかわる今後の納期未到来分も含めまして、1億7,713万2,388円が残っております。

滞納者、先ほども申し上げましたが、滞納者実数26人、件数39件ではあります。その方々も1億2,600万円の返済がこれまで進んでおられるということ、改めて申し上げておきたいと思っております。以上です。

それともう1件、繰入金の額ですが、現時点での予算ベースは、そのように解釈していただいて結構ですが、その600万円からの滞納繰越分が今年入っておりますので、それを今年度の繰入金分で相殺するのか、あと来年度の繰越金にもって行って、来年度の一般会計からの繰入金を相殺するのか、その辺は未定でございますので、現時点ではその予算どおりということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（土屋 実君） 市村千恵子君。

○7番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第27 議案第23号 平成19年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第27 議案第23号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） ご説明申し上げます。

40ページをお願いします。

議案第23号 平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出するというものであります。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算第1条、歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ13億3,799万7,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による。

一時借入金第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入額の最高額は3,000万円と定める。

歳出予算の流用であります。第3条、地方自治法第220条第2項但書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

保険給付費の各項に計上された予算に、過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用であります。2ページをお願いします。それと、資料番号2をお願いしたいと思います。

それでは説明させていただきます。

19年度の国保会計であります。歳入で18年度農業所得の回復が見込めると予想されるため、17年度並みの4億6,000万円の保険税を見込んだことあります。

18年度10月から始まった保険財政共同安定化事業、これは1件であります。30万円を超えて80万円までの医療給付費すべてについて、各町村から拠出金を財源として国保連合会が交付金として交付するものであります。により、1億2,900万円を計上したため、前年比1億5,800万円、13.4%あまりの増額になったものであります。

歳出につきましては、先ほどの保険財政安定基盤事業の歳入を、そっくり歳出で

組んだことと、それから保険給付費を前年比6%増加で見込んだことによる増であります。

現在の被保険者の状況であります。景気の回復によりまして、いま現在5,800人ぐらいで横ばいしている状況であります。一般が3,800人、老人が1,300人、退職者700人となっております。

医療費については、高額医療費、退職者医療費の伸びによって、前年対比6%の伸びを見込んだところであります。

それでは説明させていただきます。

歳入であります。款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。4億6,557万8,000円。前年対比1,564万5,000円の増で、3.5%の増であります。これにつきましては、先ほど説明させていただきましたように、農業所得がある程度見込めるといような中で、3億2,072万8,000円で前年比2.5%の増を見込み、介護給付金、納付金については、前年と同額を計上したところであります。

款2、使用料及び手数料であります。項1、手数料20万円。これは国保税の督促手数料であります。

款3、国庫支出金。3億6,724万8,000円。前年対比662万3,000円の減。1.8%の減であります。

項1、国庫負担金。3億1,031万2,000円。療養給付費国庫負担金で1億9,854万円、療養給付費、高額療養費から保険基盤安定繰入金を差し引いた34%分であります。

老人医療費拠出金ですが、34%であります。これは前年度より1,500万円減額になったのは、新規分が伸びなかったためであります。

介護給付費負担金で3,188万円、納付金の34%であります。

高額医療費共同事業負担金で389万6,000円。これは1件80万円以上の高額療養費に対する負担金であります。平成18年10月から70万円から80万円に引き上げられたために、前年比減となっているところであります。国が4分の1で県が4分の1、町が2分の1であります。

項2、国庫補助金。6,593万6,000円。普通調整交付金で6,293万6,000円、一般給付費から経営基盤安定分を引いた7%、老人保健拠出金と介

護納付金を足した総額の7%分であります。

特別調整交付金で300万円。これは医療費通知、それからヘルスアップ事業に対する交付金であります。

款4、県支出金。5,884万1,000円。前年比381万6,000円、6%の減であります。

項1、県負担金。389万6,000円。高額医療費拠出金に対する4分の1であります。1件80万円以上のもので国庫負担金と補助金も、補助率も同額であります。

項2、県補助金。5,494万5,000円。国庫補助金と同じで、一般給付費から基盤安定分を引いた6%分と、老人保健拠出金と介護納付金を足した総額の6%分であります。

そのほかに県特別調整交付金で100万円であります。これは医療費適正化推進に対する交付金であります。

款5、療養給付費交付金であります。項1、療養給付費交付金、1億7,330万4,000円。4,025万5,000円。前年対比30%の増であります。

退職者医療給付費交付金で、退職医療費から退職国保税と退職老健分を引いた差額分であります。

人数給付費が伸びたことによって、前年比4,000万円ほどの増額になっているところであります。

款6、共同事業交付金。項1、共同事業交付金であります。1億4,535万7,000円。1億1,716万8,000円の増であります。

高額医療費共同事業交付金で、1,558万4,000円。1件80万円の高額療養費であります。

それと保険財政安定化事業交付金で1億2,977万3,000円あります。先ほど言いましたように、昨年10月からの新規事業でありまして、30万円から、30万円以上80万円以下の高額療養費に対する交付金で、同額を支出で見込んであります。

この事業により、前年比1億1,716万8,000円の増となっているところあります。

款7、財産収入。項1、財産運用収入、1,000円。これは科目の設定であり

ます。

款 8、繰入金。1 億1,560 万4,000 円であります。

項 1、他会計繰入金。8,360 万4,000 円。一般会計繰入金で事務費であります。171 万4,000 円あります。

徴税費で電算分であります。

助産費繰入金で980 万円、これは1 件35 万円の出産に対する3分の2を一般会計から繰り入れているものであります。

それから財政安定化支援分で、昨年と同額の720 万円。国保ヘルスアップ事業で100 万円、保険基盤安定繰入金で5,138 万2,000 円あります。これは国保税の軽減分あります。保健所支援分で1,250 万8,000 円あります。

項 2で、基金繰入金。3,200 万円。これは現在4,637 万円の基金があるわけですが、そのうちの3,200 万円を基金よりとり入れるというものであります。

款 9、繰越金。項 1、繰越金であります。1,500 万円。これは前年度と同額を計上させていただきました。

款 10、諸収入であります。186 万円。これにつきましては、延滞金・加算金で100 万1,000 円。

項 2の雑入で30 万3,000 円。これは第三者による損害賠償金であります。

項 3で貸付金元利収入で56 万円。これにつきましては、出産費の貸付金でありまして、35 万円の8割分、28 万円を貸し付けるものでありまして、2 件分あります。

歳入合計額で13 億3,799 万7,000 円。前年比1 億5,839 万円の増となるものであります。

次の4 ページであります。歳出であります。款 1、総務費。799 万円。項 1、総務管理費で396 万円。この主なものは被保険者証の印刷等あります。それと電算処理委託料、国保連合会負担金あります。

項 2、徴税費であります。390 万8,000 円。これは税の賦課徴収に関するものであります。

項 3、運営協議会費。12 万2,000 円。これは国保運営協議会の報酬が主なものであります。

款 2、保険給付費であります。8億4,531万3,000円。9,212万円。12%の増であります。

項 1、療養諸費であります。7億5,298万1,000円。一般被保険者給付費で5億5,020万円あります。保険者数は3,930人で、前年比30人の減と見込んだところであります。1人当たりの給付費を18年度実績をもとに、8,000円増の14万円と見込んだことにより、前年比2,748万円、6%の増となったものであります。

退職者給付費では、1億9,530万円。被保険者は700人で前年比50人の増であります。1人当たりの給付費も前年より5万1,000円増の27万9,000円を見込んだことによりまして、予算では前年比4,710万円、31.8%の増となっているところであります。

一般それから退職者の療養であります。接骨医、補装具は前年並みの567万6,000円です。それから一般退職者の移送費については、科目の設定であります。

審査支払い手数料180万3,000円は、レセプトの審査手数料であります。

項 2、高額療養費。7,633万2,000円。一般で6,120万円、退職者分で1,513万2,000円あります。これにつきましては、前年比ですが1,717万2,000円、29%の大幅な増になっているわけですが、これは一般、退職を含めて、終末医療による医療費が18年度はこれは伸びたため、これを勘案して19年度も同様に見込ませていただきました。

項 3、出産育児一時金であります。1,470万円。18年、昨年10月からあります。30万円から35万円に引き上げになったわけですが、出産件数が減少しているため、例年並みの金額を計上させていただきました。

項 4、葬祭諸費であります。130万円。1件2万円、65件分を計上させていただきました。

款 3、老人保健拠出金。項 1、老人保健拠出金。2億2,449万3,000円あります。これにつきましては、医療費拠出金で2億2,140万円。事務費拠出金で309万3,000円あります。医療分については、対象人数の減により4,960万円、18.3%のマイナスとなっております。事務費は前年と同額であります。

款 4、介護納付金。項 1、介護納付金。9,376万5,000円。概算分として、18年度実績の第二号被保険者1人当たりの負担金4万7,578円に、平均人数

の1,794人を見込んだ8,535万5,000円と、清算分で17年度分の確定であります。841万円であります。

款5、共同事業拠出金。項1、共同事業拠出金。1億4,535万9,000円。高額医療費共同拠出金で、歳入で交付金として1,558万4,000円を受け入れたものを、拠出金として同額を支払うものであります。

また1件30万円を超え80万円以下の医療費に対する保険財政安定基盤共同安定化事業拠出金が、先ほど言いましたが、1億2,977万4,000円で、歳入、歳出同額となっております。

款6、保険事業費。項1、保険事業費。894万6,000円。これは保健衛生普及費であります。それと日帰りドックが160件、1万5,000円ありますが160件、それから1泊2日で2万5,000円の補助であります。これを60件見込んだものであります。

款8、公債費。項1、公債費。6万円。これは一時借入金に対する経費で、本年は科目の設定だけであります。

款9、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金で105万2,000円。保険税の還付金及び還付加算金であります。

款10、予備費。1,101万9,000円。歳入歳出の調整であります。

歳出合計、13億3,799万7,000円。前年比1億5,839万円の増であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第28 議案第24号 平成19年度御代田町老人保健医療

特別会計予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第28 議案第24号 平成19年度御代田町老人保健医療

特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 41ページをお願いします。

議案第24号 平成19年度御代田町老人保健医療特別会計予算案についてをご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

平成19年度御代田町の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算第1条、歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ9億4,111万3,000円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入・歳出予算による、であります。

2ページをお願いします。それから先ほど言いました資料番号2の裏、裏に老人保健医療特別会計の説明が明記してあります。

それではご説明申し上げます。

19年度につきましては、65歳以上の高齢化率につきましては18年、昨年10月1日現在で20%を超えまして、20.5%。いままで19.5%と言っていました。昨年の10月から20.5%ということになりまして、当町もいよいよ20%に突入したところでもあります。しかし、県下では南箕輪村に次いで県から2番目の低い数字になっているところでもあります。

それでは説明します。

歳入、款1、支払い基金交付金。項1、支払い基金交付金。4億8,213万7,000円。前年比マイナス11.1%。6,020万2,000円の減であります。

医療費交付金が4億7,810万円で、6,010万1,000円の減であります。補助率であります。医療給付費の12分の6がこれに該当するものであります。

款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。3億4,660万1,000円。前年比715万9,000円。マイナス2.3%の減。これにつきましても、補助率は医療給付費の12分の4であります。

款 3、県支出金。項 1、県負担金。7,615 万円。前年比 178 万9,000 円、マイナス2.3%の減です。これも医療費給付費の12分の1であります。

款 4、繰入金。項 1、一般会計繰入金。7,822 万円。前年比 179 万円。2.2%のマイナスであります。

一般経営管理経費として 190 万7,000 円。医療給付費の12分の1で、7,631 万7,000 円であります。

款 5 繰越金、款 6 諸収入は、それぞれ科目の設定です。

歳入合計 9 億4,111 万3,000 円、前年比7,094 万円、マイナス7%の減であります。

歳出であります。款 1、総務費。項 1、総務管理費で 190 万3,000 円。これにつきましては、レセプト点検臨時職員 3 名、それから重複頻回受診指導 1 名分であります。それと医療費通知手数料であります。それと電算委託料が主なものであります。

款 2、医療費。項 1、医療諸費であります。9 億3,095 万6,000 円。前年比7,094 万2,000 円の減であります。これにつきましては、医療給付費で 9 億2,120 万円、前年比7,000 万円、マイナス7%の減となっております。受給者数が前年 35 人の減、1 人当たりの支弁額を前年比 3 万円減の 56 万円と見込んだことによる減であります。

医療費支給額であります。医療費の整骨舗装具であります。これが 1,380 万円。これは 35 万円の 12 カ月分見込みました。それから高額医療費分で 80 万円のものであります。これが 960 万円、それから審査支払い手数料で 405 万6,000 円を見込んであります。

款 3、諸支出金で 5 万4,000 円。これは繰出金の科目の設定です。

款 4、予備費。これは歳入歳出の調整であります。

歳出合計、9 億4,111 万3,000 円、前年対比7,094 万円の減であります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 29 議案第 25 号 平成 19 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 29 議案第 25 号 平成 19 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 42 ページをお願いします。

議案第 25 号 平成 19 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
予算書の 1 ページをお願いします。

平成 19 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところ
による。

歳入・歳出予算第 1 条、歳入・歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 8 億
8,593 万 7,000 円と定める。

2、歳入・歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入・歳出
予算による。

一時借入金第 2 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の
借入額の最高額は、1 億円と定める。

歳出予算の流用であります。地方自治法第 220 条第 2 項但書の規定により、
歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする
ということで、保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同
一款内でこれらの経費の各項の間の流用であります。

資料 2 の先ほどの老人保健の裏に説明がありますので、一緒に合わせてお願いし
ます。

19 年度は保険給付費が 4,844 万 9,000 円、6.2% の増となります。その
内訳であります。介護サービス給付費が 8,054 万 5,000 円の増となり、介
護予防サービス給付費が 3,206 万 9,000 円の減となり、その差額が増額にな

っているところであります。これは18年度、当初予算を見積もる段階で、不確定な状況であったわけですが、国からの情報がなかったというようなことが多々あった中で、18年度予算を見積もったということで、18年度から導入された介護予防事業へ移行する特定高齢者が3%あるということで見込んだわけではありますが、人数の見込みに大きな違いが生じたためであります。

歳出であります。前年比12.4%増を計上したわけではありますが、包括支援事業任意事業費は介護予防教室の開催回数の増で、予防に重点を置いたもので、歳入でも地域支援事業交付金が前年比39.6%の増となっているところであります。

2ページの第1表であります。歳入、款1、保険料。項1、介護保険料。1億5,516万6,000円。前年比744万6,000円の増であります。内訳であります。特別徴収分で1億3,584万円。これにつきましては、18年度の実数、1,952人をもとにしたものであります。増額になった主なものであります。年度途中で65歳以上で特徴となる額を412万9,000円見込んだものであります。そのほかに普通徴収分があるわけではありますが、これが1,915万2,000円。前年比401万8,000円の減です。これは159人で人数の減、前年215人でありましたが、減によるものが1,000万円、それから年度途中で65歳到達者及び転入者を203人見込んで増となるものが673万6,000円あります。

款2、分担金及び負担金。項1、負担金。100万8,000円あります。これにつきましては、ニチイ学館へ委託している地域支援事業の運動機能向上、栄養改善事業、口腔機能事業の利用者負担分であります。1回400円で60人分の12カ月分を見てあります。

款3、使用料及び手数料ですが、項1、手数料。1万2,000円。これは督促手数料です。

款4、国庫支出金。2億840万3,000円。前年比246万3,000円の減であります。

項1、国庫補助金。1億4,976万3,000円。前年比660万円の減であります。介護給付費の在宅給付費分で、事業費の20%、5億446万円の20%分あります。施設給付費分で、事業費3億2,580万円の15%分で、4,887万円あります。

項2、国庫補助金。5,864万円。前年比413万7,000円の増。調整交付

金で5,355万1,000円。介護給付費の合計であります。8億3,026万円の6.45%で、地域支援事業交付金の介護予防事業で284万5,000円。

予防事業であります。1,138万2,000円の25%であります。

款5、支払い基金交付金。項1、支払い基金交付金で2億6,091万円。これにつきましては、介護給付費交付金で、2億5,738万1,000円。介護給付費8億3,026万円の31%であります。

地域支援事業支援交付金で3,529万円。これは介護予防事業費の31%であります。

款6、県支出金。1億2,261万6,000円。2,277万2,000円の増。項1で、県負担金。1億2,007万2,000円。介護給付費の在宅給付費分、事業費の12.5%、それから施設給付費分で事業費の17.5%分であります。

項2、財政安定化基金支出金であります。2,000円。これは科目の設定であります。

項3、県補助金。254万2,000円。地域支援事業交付金の介護予防費で142万2,000円。予防事業で12.5%であります。

それから地域支援事業交付金の包括的支援事業、任意事業で111万3,000円。これは事業費の20.25%であります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。1億3,373万円であります。

一般会計繰入金は、介護給付費繰入金で1億1,778万2,000円。介護給付費の12.5%であります。

一般経費等繰入金で194万6,000円。

事務費繰入金で1,146万7,000円。

地域支援事業繰入金につきましては、介護予防費の12.5%、包括的支援事業、任意事業であります。これは事業費の20.25%であります。

款9、繰越金は科目の設定であります。

款10、諸収入。408万4,000円。項1、延滞金は、これは科目の設定であります。

項2、02サービス収入であります。408万円。これは地域包括支援センターにおける介護予防支援サービス計画の作成報酬で1件4,000円の1,020件分であります。

項 3、雑入は科目の設定であります。

歳入合計、8億8,593万7,000円。前年比4,287万2,000円の増であります。

歳出であります。4ページの歳出であります。款 1、総務費。項 1、総務費。1,342万5,000円。一般管理経費であります。127万7,000円。これは電算委託料であります。本年はシステム改修が、270万円がないために、その分減となっているところであります。

賦課徴収費で68万1,000円。認定調査経費で1,146万円。これは要介護度を判定する審査会への資料を作成するための経費で658万9,000円と、佐久広域へのこの審査の負担金であります。487万8,000円であります。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費であります。8億3,026万3,000円。4,844万9,000円の増であります。

介護サービス給付費経費で7億6,737万5,000円。これは要介護 1 から 5 の認定を受けた者に対する給付費であります。居宅介護特例居宅、地域密着型、地域特例地域密着型、施設介護・居宅介護福祉用具、住宅改修費、サービス計画給付費であります。

介護予防サービス給付費で2,345万1,000円あります。これは要支援 1、2 の認定を受けた者に対する給付費であります。これにつきましては、昨年と変わっているのが、当初1万500円の単価だったわけですが、昨年の国の変更によりまして、1件4,000円になったことによって、大きく減額になっております。それと審査手数料で100万円。高額介護サービスで1,281万6,000円。これは1割の自己負担が一定額を超えたときに支払うもので、人数の増による増額であります。

特定入所者介護サービスで2,562万1,000円。要介護、要支援の方の低所得の方が施設サービスを利用した場合の居住費、食費の自己負担額の軽減分であります。69人分を見込んでおります。

款 3、財政安定化基金拠出金。項 1、財政安定化基金拠出金。85万8,000円。これは基金への拠出金であります。

款 4、地域支援事業費で1,792万5,000円。項 1、介護予防事業費で1,239万円。これは特定高齢者の閉じ籠もり者への訪問指導賃金で、23万

6,000円。介護予防事業で1,138万4,000円。これはニチイ学館へ委託しているものでありまして、運動器の機能向上、それと栄養改善、口腔機能の向上を行うものであります。

項2、包括的支援事業任意事業費で553万5,000円。臨時職員・委員報酬、通信、運搬、講師謝礼等が主なものであります。

款5、基金積立金。項1、基金積立金。これは科目の設定であります。

款6、諸支出金。381万4,000円。諸支出金は科目設定であります。項1。

項2の繰出金381万3,000円は、一般会計への繰り出しで、職員1名分です。

款7、公債費。項1、公債費。1,114万円。これは財政安定化基金貸付金の償還金、平成18年度から20年までの3年間、当初4,800万円の借入をする予定であったものが、4,200万円借り入れたことに対する18年度から20年までの各年1,400万円の償還金をしていくものであります。

款8、予備費。556万円。これは調整であります。

歳出合計、8億8,593万7,000円です。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第30 議案第26号 平成19年度御代田町簡易水道事業

特別会計予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第30 議案第26号 平成19年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書４３ページ、予算案の説明に入る前に、町の水道普及率はほぼ１００％でありまして、より安全で安定した水の供給を第一に据え、現在も将来にわたっても運営していかねばなりません。

小沼、御代田両簡易水道の建設改良費は、国庫補助、単独事業費を合わせて、平成８年度から１８年度までに、総事業費２０億２３万７、０００円余を投じ、基幹改良工事を実施してまいりました。

起債残高は１８年度末で７億６、３００万６、０００円であり、平成２４年ごろが返済のピークを迎えることとなります。補助事業による基幹改良が完了したことから、１９年度は単独による支管改良整備が主体となるほか、管理業務といたしまして、企業会計に準じた水道台帳や設備台帳の整備を図る一環として、給水台帳の整備あるいは地図情報システム、デジタル化の整備に向けて、準備期間として、例年どおりの通常維持管理経費を計上してございます。

それでは、説明に入っていきたいと思えます。

議案第２６号 平成１９年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案につきましてですが、予算書の１ページをお願いしたいと思います。

平成１９年度御代田町簡易水道事業特別会計の予算は、例年どおりの維持管理によるもので、歳入、歳出、それぞれ８、２３０万９、０００円と定めるものでございます。

２ページの歳入をお願いしたいと思います。

款１、使用料及び手数料。項１、使用料。水道の使用でございますが、前年に対しまして、簡易宿泊施設等の落ち込みということで、使用料が若干落ちてございますが、７、１８２万円。前年比１９０万１、０００円の減となっております。

手数料、取り出し手数料等で５０万７、０００円。

款２の分担金及び負担金。項１の負担金でございますが、下水道支障管移設工事に伴う負担金あるいは新規加入金３０件の負担金を見込んでございます。７０９万５、０００円。

款３、財産収入。項１、財産運用収入ですが、これにつきましては、基金から生ずる利子でございまして、４０万６、０００円を見込んでおります。

款４、繰入金。項１、他会計繰入金。これにつきましては、小沼簡易水道から浅麓受水分３万２、６３０立方の分水費、あるいは消火栓の管理料１０４基分を見込

んでございます。

基金繰入金は、今年は見込んでございません。

款5、繰越金。項1、繰越金。1,000円。口開けでございます。

款6、諸収入。項1、延滞金及び科料あるいは雑入で4,000円を見込んでございます。

国庫支出金ですが、国庫支出金、事業が完了したことによりまして、0となっております。

本年度予算額8,230万9,000円で、前年に対しまして24.2%の減となっております。

3ページをお願いしたいと思います。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。これにつきましては、一般管理経費でございまして、中には償還金の喚起及び利子があります。それと事業費の消費税をここで払っていくということになります。2,976万6,000円。

それから項2の、施設管理費。これにつきましては、本管の維持あるいは長坂配水池のフェンスの修理、あるいは配水池の管理、あるいは水質検査でございまして、1,465万円を見込んでございます。

款2の建設改良費。項1の建設改良事業費。これは緊急排水管の敷設替え工事あるいは下水道支障管の移設工事でございます。756万円でございます。

款3、繰出金。項1、他会計繰出金。これにつきましては、御代田簡易水道と小沼簡易水道の事務経費の共通経費の繰り出しでございます。2,813万円の43%分、1,200万円を小沼簡水に繰り出すものでございます。

款4、諸支出金。項1、基金支出金。1,300万円。

予備費。533万3,000円で、計8,230万9,000円としたものでございます。

以上ですが、よろしくお願いたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 2時58分)

(休憩)

(午後 3時12分)

○議長(土屋 実君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第31 議案第27号 平成19年度小沼地区簡易水道事業

特別会計予算案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第31 議案第27号 平成19年度小沼地区簡易水道事業
特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

(生活環境課長 中山秀夫君 登壇)

○生活環境課長(中山秀夫君) 議案書44ページをお願いいたします。

平成19年度の小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について説明いたします。

予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成19年度小沼地区簡易水道事業特別会計の予算は、例年どおりの維持管理に努めるものでございまして、歳入、歳出、それぞれ1億640万1,000円と定めるものでございます。

2ページの歳入をお願いしたいと思います。款1、使用料及び手数料、項1、使用料。8,613万8,000円。

項2の手数料。これは取り出し手数料等でございますが、55万4,000円。

款2の分担金及び負担金。項1の負担金でございますが、これは下水道支障管の移設工事あるいは新規加入金の30件を見込んだもので、509万5,000円でございます。

款3の財産収入。項1の財産運用収入で、基金から生ずる利子で75万4,000円を見込んでございます。

款4の繰入金。項1の他会計繰入金。これは消火栓の管理料181基分と、それから事務共通経費で、御代田簡易水道から入るもので1,200万円の、1,385

万6,000円でございます。

款5、繰越金。項1の繰越金は口開けでございます。

款6の諸収入。項1の延滞金及び過料、あるいは2の雑入につきましては、3,000円を見込んでございます。

計1億640万1,000円で、前年に対しまして1.7%の減の予算となっております。

3ページをお願いしたいと思います。

歳出でございますが、款1の経営管理費。項1の総務費でございますが、一般管理経費でございます。事業消費税あるいは光熱費、それから償還元金利子で6,341万8,000円でございます。

項1の施設管理費ですが、本管の維持あるいは下水道の支障管の切り回し、あるいは水質検査、それから配水池の管理をしていくものでございまして、1,403万3,000円でございます。

款2の建設改良費。項1の建設改良事業費。下水道の支障管等移設工事あるいは舟が沢地区の排水管布設替え工事の200メートルを実施するものでございまして、547万3,000円です。

款3の繰出金。項1の他会計繰出金。御代田簡易水道へ浅麓水道からの受水分3万2,630立方を繰り出すものでございまして、141万7,000円です。

款4の諸支出金。項1の基金支出金。1,600万円。

予備費。606万円でございます。計1億640万1,000円となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（土屋 実君） 日程第32 議案第28号 平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 予算書45ページをお願いしたいと思います。

まず、この説明に入ります前に、ちょっとこの予算の考え方を申し上げたいと思います。

平成19年度の公共下水道事業あるいはこれから出てきます農業集落排水事業、個別排水処理施設の整備事業の予算の考え方でございますが、平成18年度より出しました第4次長振計画における下水道事業の位置づけにつきましては、単に公共下水道事業のみでなく、農業集落排水事業、個別排水事業、また一般会計における合併浄化槽事業を一体的にとらえた中で、汚水処理対策の推進として位置づけております。平成17年6月、国の地域再生計画の認定を受け、全戸水洗化を目指して、県下でもいち早く汚水処理整備交付金事業に切りかえ、整備を進めております。

公共下水道事業は、平成18年度末において整備計画面積793ヘクタールのうち約92%が整備済みとなっており、メイン整備では、平成21年度に工事完了を目指し、事業を推進しております。

平成19年度は残り3年目の年で、西軽井沢、向原、一里塚地区などを整備いたします。

事業費については、最終段階に入り、昨年度と比較して大幅に減っております。また、接続は順調に伸びており、汚水処理量も大幅に増加しております。公共下水道の水洗化率は75%を超え、農業集落排水の水洗化率の97%となっております。公共下水道、農業集落排水の各処理場は、供用を開始して10年以上が経過し、さまざまな機器について不具合が発生する頃となってきておりますので、機器の延命を図るため、計画的な修理やオーバーホールを実施してまいりたいと思います。総事業費は、公共下水道平成2年から17年度まで、17年の決算ベースでございますが、115億7,300万円。平成18年度予定事業費は5億8,300万円。合計で161億5,600万円となります。平成18年度末の起債残高は、70億5,200万円です。償還のピークは、平成28年から31年ごろにピークを迎え

るのではないかと考えております。

それでは、説明をしていきたいと思えます。

平成19年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について説明をいたします。予算書の1ページをお願いしたいと思います。

平成19年度御代田町の公共下水道特別会計予算は、平成19年度の公共下水道事業特別会計の、先ほども申し上げましたけれども、平成2年に着手して以来順調に整備が進み、管渠整備については平成21年度完了とする状況になりました。

工事につきましては、残り3年で、本年度は向原、楓ヶ丘、ペバリーヒル、西軽井沢地区において整備実施をまいります。延長は4,300メートルほどの施工で、工事量も昨年と比較し大幅に減少してございます。

維持管理につきましては、昨年同様の額を計上しているような状況でございます。そうしたことから、歳入、歳出、それぞれ8億9,108万8,000円と定めて行うわけでございます。

地方債につきましては、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表に示してございます。

では、2ページの歳入を説明してまいりたいと思えます。

款1、分担金及び負担金の項1の負担金でございます。下水道工事受益者負担金及び分担金につきましては、平成15年から19年の分、5年分割でやっておりますので、そういうのが1,331件ございます。公共の中では1,216件ございまして、1億7,392万円。これの中には、今年大きく見込んだ事業所からの負担金が見込まれてございます。

特環では115件、920万5,000円を見込んでございます。

合わせて1億8,289万7,000円となります。

款2の使用料及び手数料。項1の使用料。2億1,567万9,000円につきましては、こここのところ順調に接続の増加、大口の接続もありまして、有収水量95万立方を見込んでございます。

2の手数料、19万円。

款3の国庫支出金。国庫補助金でございますが、8,000万円でございます。

4の繰入金。他会計繰入金。一般会計から1億1,558万9,000円を見込んで

でございます。

繰越金、1,000円。

款6の諸収入。項1の延滞金及び過料。前年度並みの40万1,000円。実績で見込んでございます。

それから雑入ですが、683万1,000円。これは消費税還付を見込んでございます。

町債。2億8,950万円。

計、8億9,108万8,000円でございます。前年比17.9%の減でございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

款1の土木費。項1の都市計画費。本年度5億1,414万9,000円でございます。主なものは処理場等の維持管理経費、1億2,775万6,000円。これは昨年とほぼ同等でございます。処理場を運転するための費用と、それから台帳整備、人件費になってございます。

それから建設事業につきましては、平成2年度に下水道事業に着手し、17年目に入ります。そうしたことから事業、それから管路整備につきましては、平成21年に終了する目処がついた、残り3年についての事業費大幅減ということでございます。

款2の公債費。項1の公債費。3億7,472万8,000円。平成2年から18年度の借入金を行った元利償還金でございます。元利分が2億1,000万8,000円。それから利子分が1億6,452万円ということでございます。

款3の予備費。項1の予備費。221万1,000円をみまして、計8億9,108万8,000円でございます。

4ページ、第2表地方債でございます。

起債の目的、公共下水道事業。限度額2億5,050万円。資本費平準化、限度額3,900万円。限度額合計2億8,950万円でございます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率は年4.0%以内。償還の方法は政府資金については30年以内の元利均等半年払い、その他の資金につきましては、借入先の融資条件によるということでございます。

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

中山議員。

（ 1 1 番 中山美博君 登壇 ）

○ 1 1 番（中山美博君） 1 1 番、中山です。

ただいま課長の方からご説明があったんですが、公共下水道の水洗化率が75%になっているということでございますけれども、その反面、起債が70億ぐらいの起債を抱えているということでございます。それで負担金が今予算に計上しているのが1億8,289万7,000円ですが、事業所のいわゆる負担金、これがどことどこか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（土屋 実君） 中山課長。

○生活環境課長（中山秀夫君） 負担金で事業所の一番大きいのは、ミネベアが今回、今年大きく入ります。あとは先ほど申し上げましたように、16年から19年に分割して納めていただいている方々の合計でございます。

○議長（土屋 実君） 中山議員。

○ 1 1 番（中山美博君） では一番大きいのはミネベアで。

○生活環境課長（中山秀夫君） はい。

○ 1 1 番（中山美博君） 大体事業所としてどのぐらいの……が。

○生活環境課長（中山秀夫君） いや、今回は場所場所で、管が届いたところからやっておりますので、今回の入るところは5,000万円程度、5,000万円から6,000万円です。

○ 1 1 番（中山美博君） あ、そうですか、はい、わかりました。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（土屋 実君） 日程第33 議案第29号 平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書46ページ、お願いしたいと思います。

平成19年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、説明を申し上げます。予算書の1ページ、お願いしたいと思います。

平成19年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、草越、広戸区地区の農業集落排水事業でございます。平成11年3月においてすべての工事が完了し、現在は施設の維持管理業務を行っております。ほとんどが水洗化され、97%、処理水量も安定しており、5万立方前後で推移しております。供用開始以来10年に入っており、機器の故障や不具合も発生しており、順次整備を進める予定でございます。

2ページの歳入でございますが、款1の使用料及び手数料。使用料、1,050万円。手数料、1,000円。

款2の繰入金。他会計繰入金。一般会計より不足分について繰り入れるわけですが、2,002万5,000円。

繰越金は1,000円。

それから款4の分担金及び負担金。項1の分担金。修繕費の7%相当を地元組合から入れてもらうということで8万6,000円。

款5の諸収入。雑入で1,000円。

計、3,061万4,000円でございます。前年比10.7%の減で運営します。

3ページをお願いします。

款1の農林水産業費。項1の農地費。1,095万円。これは処理場の維持管理費用。平成18年度処理場内の施設修理があったために、今年度はポンプ等のオーバーホールの計上のみとしたために減っております。

それから款2の公債費。項1の公債費でございますが、1,881万4,000円。これは平成6年から平成10年までに借り入れたお金の償還金でございます。平成16年のピークが今後そこから過ぎて減少はしていくかと思っております。

款 3 の予備費は 8 5 万円。

計、3,061万4,000円でございます。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の 4 7 ページをお願いいたします。

平成 1 9 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算について、説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いしたいと思います。

平成 1 9 年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、農業集落排水同様に、平成 1 5 年度において工事が完了してございます。いまは維持管理に努めているところでございまして、全部で 1 1 1 基を運営してございます。そんなことから、歳入、歳出、それぞれ 1,152 万 2,000 円と定めるものです。

2 ページの歳入でございますが、款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。550 万 6,000 円でございます。それから 2 の手数料、1,000 円。

款 3 の繰入金。項 1 の他会計繰入金。一般会計からですが、601 万 3,000 円。款 4 の繰越金。項 1 の繰越金、1,000 円。

款 5 の諸収入。項 2 の延滞金及び加算金、1,000 円。

計、1,152万2,000円で、前年比2.4%増でございます。

3ページをお願いします。歳出でございますが、款1の衛生費。項1の清掃費。610万3,000円。主には保守点検費用でございますので、汚泥の引き抜き経費でございます。610万3,000円。

款2の公債費。項1の公債費。501万8,000円。平成18年度より元金の償還が始まったもので、年々これから増加していくものでございます。

款3の予備費。項1の予備費。今年度40万1,000円で、1,152万2,000円となっております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第35 議案第31号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案

について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第35 議案第31号 平成18年度御代田町一般会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） 議案書の48ページをお出し願いたいと思います。

平成18年度御代田町一般会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成18年度御代田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,704万8,000円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ47億8,093万5,000円とするものでございます。

歳入においては、それぞれの歳入の確定による増額及び減額補正であります。歳出においては、事業が終了したことによる減額が主でございます。

それでは2ページをご覧くださいと思います。

款1、町税。項4、たばこ税。既定額から1,100万円を減額し、8,392万8,000円とするものです。

これは当初予算でもご説明申し上げましたが、たばこ小売店の減少によりまして、たばこ税が減ってきております。

款3、利子割交付金。項1、利子割交付金。既定額から330万円減額しまして515万9,000円。利率の減により、利子割交付金が減ってきております。

款6、地方消費税交付金。項1、地方消費税交付金。既定額に461万2,000円を増額しまして1億4,431万6,000円。交付額の確定によります。

款10、地方交付税。項1、地方交付税。既定額に711万7,000円増額しまして10億5,445万円。これにおいては平成18年度国税五税が自然増したために、普通交付税が追加交付されたものでございます。

款12、負担金及び分担金。負担金でございますが、既定額から434万3,000円減額しまして1,433万円。廃棄物処理施設共同事業の負担金、いま事業等がストップしてしまして、環境影響評価が処理方式が決定しないために予算執行できません。そのための減でございます。

次に款13、使用料及び手数料。項1、使用料。既定額から1,156万7,000円減額しまして1億5,876万7,000円。所得税による保育料、住宅家賃の減でございます。

2、手数料。既定額から2万9,000円減額しまして1,128万4,000円。民間業者による地籍調査成果の閲覧手数料が減ったためでございます。

次款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。206万9,000円を増額しまして1億981万9,000円。国保保険基盤安定事業の増によることによります。

項2、国庫補助金。既定額から1万4,000円減額しまして、767万4,000円。要保護児童生徒援助費の補助金の減でございます。

款15、県支出金。項1、県負担金。既定額へ518万5,000円追加しまして、1億813万8,000円。国保保険基盤安定事業の増でございます。

項2、県補助金。316万7,000円減額しまして7,558万5,000円。ト

ラクターブームノズル取り付けを行ったわけではありますが、町の補助から事業者直接補助にかわったためによる減でございます。

項 3、委託金。4万4,000円減額しまして2,543万5,000円。商業統計委託金の減でございます。

3ページをお願いいたします。

款 16、財産収入。項 2、財産売り払い収入。67万4,000円増額しまして、367万4,000円。赤線の払い下げによること増でございます。

款 17、寄附金。項 1、寄附金。9,000円増額しまして1万円。実績1件、10万円の寄附がありました。

款 18、繰入金。項 1、特別会計繰入金。568万3,000円増額しまして、706万6,000円。老人保健会計より17年度一般会計から立て替えた分を繰り入れていただくものでございます。

項 2、基金繰入金。1,600万円減額しまして、計1億円。当初介護保険安定化基金繰入金を財調から落として介護保険会計へ入れる予定で予算を組んでおりましたが、一般財源が余ってきたために、財調を取り崩さず、一般財源から繰り入れることにより、減額するものでございます。

款 20、諸収入。項 1、延滞金及び加算金。17万7,000円増額しまして、317万9,000円。実績でございます。

項 2、町預金利子。65万円を補正しまして105万円。利率の増によることによります。

項 4、雑入。624万円増額しまして、5,694万6,000円。この主なものは、塩野中山間地組合について会計検査が行われ、事業内容に一部不備がありまして、国庫補助金・県補助金586万2,000円を国・県に返還するために増額補正いたしました。

続きまして歳出でございますが、款 1、議会費。項 1、議会費。47万4,000円の減。議会だよりの入札差金、全国議長会不参加によること減でございます。

款 2、総務費。項 1、総務管理費。既定額から602万円減額しまして、4億7,306万2,000円。広報、公用車入札差金、電話料、事務機等のリース代の減でございます。

項 2、徴税費。159万4,000円減額しまして、7,421万円。土地鑑定委

託、各種委託料等の入札差金でございます。

項 3、戸籍住民基本台帳費。150万9,000円減額しまして、3,709万3,000円、人件費の減でございます。

項 4、選挙費。6万7,000円減額しまして、1,586万円。夏期政治講座中止のための旅費の減でございます。

項 5、統計調査費。16万8,000円の減で66万円。事業完了による不用額の減でございます。

款 6、監査委員費。9万3,000円減額しまして59万2,000円。全国監査研修不参加のための減でございます。

項 1、社会福祉費。既定額に285万3,000円増額しまして、6億3,872万9,000円。母子障害子医療費の増、国保繰り出しの増、老人保健事業の減等でございます。

項 2、児童福祉費。83万4,000円減額しまして4億1,275万2,000円。広域保育の増、たんぼぼ保育園園児数の減による負担金の減でございます。

次に款 4、衛生費。項 1、保険衛生費。既定額から748万円減額しまして、1億2,354万5,000円。医薬材料、予防接種医師委託料等の減でございます。

項 2、清掃費。1,684万6,000円減額しまして、2億6,859万6,000円。一般廃棄物等委託料の減、先ほど入で説明しましたが、廃棄物処理施設共同事業経費の減によるものでございます。

款 6、農林水産業費。項 1、農業費。158万円増額しまして6,446万2,000円でございます。減があるために158万円でございますが、中山間地事業国県補助金の返還が含まれております。

項 2、林業費。50万4,000円減額しまして1,734万6,000円。登記手数料、有害鳥獣委託の減でございます。

項 3、農地費。366万4,000円減額しまして、9,872万9,000円。地籍測量委託、図根点埋設工事等の入札差金でございます。

5ページをお願いいたします。

款 7、消防費。項 1、消防費。既定額から2,490万4,000円減額しまして、6,439万7,000円。中小企業保証料負担金。これにつきましては、銀行等でも保証負担ということで、町を通さずに銀行へ直接借りることになったことによ

る減と、工業振興補助ということで設備投資、シチズングループ等見込んでおりましたが、設備投資が当初予算どおり見込めなかったことによる、大幅な減でございます。

次に款 8、土木費。項 1、土木管理費。既定額から 6 7 2 万 5, 0 0 0 円減額しまして、3, 2 2 4 万 8, 0 0 0 円。県道改良負担金の減でございます。

項 2、道路橋梁費。3 4 0 万 5, 0 0 0 円減額しまして、1 億 3, 0 9 7 万円。道路登記委託、道路台帳入札差金等でございます。

項 4、都市計画費。8 0 4 万 3, 0 0 0 円減額しまして、1 億 2, 6 1 6 万円。下水道会計繰出金の減でございます。これにつきましては、負担金が増えてきたために、8 0 4 万 3, 0 0 0 円の減でございます。

項 5、住宅費。1 2 6 万 9, 0 0 0 円減額しまして、1, 3 8 2 万 6, 0 0 0 円。分筆、道路後退用地購入等の減でございます。

次に款 9、消防費。項 1、消防費。3 7 3 万 9, 0 0 0 円減額しまして、2 億 3, 2 9 7 万 9, 0 0 0 円。佐久広域消防費の負担金が確定によりました。それに伴う減でございます。

款 1 0、教育費。項 1、教育総務費。9 3 万 2, 0 0 0 円減額しまして、計 1 億 1, 3 7 8 万 6, 0 0 0 円。人権教育関係の減でございます。

項 2、小学校費。5 3 2 万 7, 0 0 0 円減しまして、計 1 億 3 0 8 万 1, 0 0 0 円。南北小学校需用費等の減でございます。

項 3、中学校費。3 1 1 万 1, 0 0 0 円減額しまして、1 億 7, 1 2 1 万 3, 0 0 0 円。同じく需用費関係の減でございます。

次に項 4、社会教育費。3 6 0 万 9, 0 0 0 円減額しまして、1 億 7 3 0 万 7, 0 0 0 円。『エコール』管理経費の減。同和地区奨学金生徒、見込みよりの減によるものでございます。

項 5、保健体育費。3 3 0 万 7, 0 0 0 円減額しまして、4, 5 5 7 万 8, 0 0 0 円。ゲートボール場入札差金並びに需用費の減でございます。

款 1 2、公債費。項 1、公債費につきましては、財源変更で補正額に変更はございません。

1 4、予備費。既定額に 8, 2 1 4 万 3, 0 0 0 円増額しまして、計 3 億 1, 9 0 9 万 4, 0 0 0 円でございます。なお、この予備費の中に、災害等で既に充当済み額

が約2,900万円ほどございますから、実質残る金は、この3億1,909万4,000円から2,900万円ほど引いた額になります。

歳出合計、47億8,093万5,000円。補正額、1,704万8,000円。計、47億6,388万7,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子君。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

22ページの同和対策総務費の中の下水道補助金として50万円上がっておりますけれども、これは19年度廃止ということなので、これでもう最終的なのかなと思うんですが、当初予算では1件だったので、これは追加ということで補正が上がっていると思うんですが、この事業の一応完了といいますか、当初57件見込んだうち、この事業は何件事業として進んだものなのか、その点についてお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 人権政策係長 荻原 浩君。

○人権政策係長（荻原 浩君） お答えを申し上げます。

先ほどのおっしゃいましたとおり、この本補正予算作成時点において、2件の申請がございましたので、1件分の追加をお願いいたします。

これまでの経過と合計ですが、平成12年度に本事業が始まりまして、12年度が9件、412万6,000円。13年度が15件、699万4,000円。平成14年度が4件、109万8,000円。平成15年度で3件、150万円。平成16年度で1件、50万円。17年度も同じく1件で30万1,000円。合計しまして33件、1,532万9,000円の支出がございました。今回2件のこの申請、予算書作成時点で2件予定が、申請がありましたので、合計しまして35件が終了するという見込みで、先ほどおっしゃいましたとおり今年度をもって終了ということでございます。以上です。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○町長(茂木祐司君) いまご質問がございました下水道補助の事業でありますけれども、この件につきましては、当初1件を予定していましたが、いま説明がありましたように、2件追加で合計3件ということになりますけれども、これにつきましては、協議の中で同和事業を廃止するというので、これはどうかということを経済協議しましたところ、既にこの間申し込みがあり、書類のうえでも手続きのうえでもすべてもう済んでいるので、ここで中止することは相手の方々との関係からいっても無理だということで、今回につきましては、この2件につきましてはやむを得ない事情として認めることといたしましたので、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長(土屋 実君) 市村千恵子君。

○7番(市村千恵子君) もう1点なんです、同じく23ページにもまた、先ほど企画財政課長の説明もあったけれども、保育園の使用料の減ということをおっしゃっていましたが、この減の理由というのはどういう理由でしょうか。

○議長(土屋 実君) こども課長、土屋洋一君。

(こども課長 土屋洋一君 登壇)

○こども課長(土屋洋一君) 申し上げます。

私どもある程度予定していたんですが、人数変動が大きかったということは、当初から予定していたんですが、その割に所得が多い保護者が少なかったと、結果的な話で申しわけないんですが、そういうことであります。以上です。

○議長(土屋 実君) 市村千恵子君。

○7番(市村千恵子君) 終わります。

○議長(土屋 実君) ほかに質疑のある方。

武井 武君。

(3番 武井 武君 登壇)

○3番(武井 武君) 3番、武井であります。

市村千恵子議員と同じ質問になるわけですが、確認のためにお聞きをします。

先ほども申し上げましたが、この50万円については、今回は執行をするというふうに理解をしていいわけでございますね。ということになると、この赤旗日刊紙

3月1日、本日より同和関係の予算の支出は一切行わず、というものに、赤旗日刊紙3月1日、共産党の新聞ではございません。あ、共産党の新聞だけど広報じゃございません。赤旗日刊に触れたことは間違いであったと。嘘であったということで訂正いたしますか。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） お答えいたします。

日本共産党がどういうふうにしたかということは、私には関係のないことでありますけれども、ただ、この同和事業の廃止という問題につきましては、基本的に廃止というふうに言っております。といいますのは、同和事業につきましては、例えばそれは住宅新築資金の貸付事業の貸し付けたものの回収、それから厚生住宅をどうするか、同和教育集会所をどうするのか、また、隣保館をどうするのか、こうしたことが、基本的には廃止をした中で、個々に表れてくる問題があります。その点につきましては、今回の場合は特に、既に申し出のあった方と協議が済み、実施直前になっているというときに、これはそれを廃止するという事は、町としての信義からいってどうなのか、また、その個々の方々に対する町の対応としてどうなのかということについては、慎重に審議をしたところでありまして、これについては担当の方からも是非認めていただきたいという申し出がありましたので、そのように、執行するようにさせていただきました。

したがって、同和事業は基本的に解決したわけでありまして、個々の問題では残っている、引き続き解決が求められている問題もありますので、そうした問題については、おそらく私が議会招集のごあいさつでも申し上げましたが、私を先頭にして職員のそういうチームをつくって対応して、個々の対応についてはやっていきたいということで申し上げてありますけれども、そのような対応とさせていただきますと思います。以上であります。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） ですから、そうすると先ほどにまた戻るわけですが、当初予算は一切執行しない。執行しないけれどもお願いしたい、これはおかしいというふうに思いませんか。

信濃毎日新聞、来年度からの同和事業の完全廃止、完全廃止ですよ。これをみると本当におかしいと思いませんか。先ほどは全予算執行しません。こう申しました。

同和事業完全廃止。いまの答弁は一体どういうふうに理解すればいいんですか。これからいろいろなものがあるから、やっていきたい。やっていきたいから当初予算へ盛りたい。そのものについては予算執行したいということじゃないですか。ということは、予算、同和執行の執行はしないと。これはまるっきりのでたらめ、嘘、ということになりますよね。

○議長（土屋 実君） 茂木町長。

○町長（茂木祐司君） 同和事業の廃止の問題については、原則として廃止。つまり私は2月28日の予算執行はしないというのも、すべての支出を原則として一切行わないということでありまして、個々に必要なものについて、それは例えば相手の方々がいたり、個々に必要な場合には、これやむを得ない場合には、それは人道上の問題等、それから町との契約上の問題からいっても、過渡的な経過としてはそういうことがあり得る問題だというふうに思っています。

武井議員が言うように、じゃこれも全部切るということになると、それは町としてやはり正しい立場ではないので、これが最後の最後ということで、この問題については私はお認めいただきたいということでありまして、以上であります。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） ですから、ね、それはだから私は50万円を使っちゃいけないとか使えとかいうふうに聞いているんじゃないんですよ。

あなたは、町長は、ここへ本日より同和関係の予算については一切行わない、だからこういうものを訂正し、いままでのものは間違っていたと、読売新聞もそう、ね、不公正な同和事業は全廃する、これをきちんとやると自分で言うおきながら、幾日もたたないうちに、基本的にはだとか、何々の的にはだとか、それはおかしいじゃないですかということを行っているんです。だから、当然、その事業はやりますと、だから、この当初予算も執行するんですと、だから執行しませんということ、執行しないというものを間違った、間違ってしまったというふうにお認めをいただきたい、こういうことです。

○議長（土屋 実君） 武井議員の質問中ですが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

茂木町長。

○町長（茂木祐司君） この問題につきましては、新聞報道にはそう書いてあるというふ

うになっていきますけれども、私が28日に就任をして、そのときの課長会議、係長会議、そして全職員に対して行った今後の進め方につきましては、正確に言っておりますので、それは同和関係の予算は、すべての支出を原則として一切行わない措置をとりましたということで、今日は冒頭のあいさつで述べたとおり、原則として行わないということであって、こうした場合は柔軟な対応がどうしても必要になるということは、この時間的、対応ができなかったその時間的なことなど、いろいろありますので、なるべく可能な限りトラブルといいますが、そういうものは避けて、柔軟な対応をしたいという考えで、このような提案をさせていただきました。以上です。

○議長（土屋 実君） 武井 武君。

○3番（武井 武君） 3回になるから終わりますけれども、これはまた1つ、これは全然関係ございませんが、蛇足で聞いておいてください。質問時間も無制限で大いに議論を深めたい、これは町長が言う言葉ではないんですよね。これは議会で決めることであって、町長から無制限に、あるいは質問時間を制限しないなんていう、こういうことは、コメントはいただきたくない。終わります。

○議長（土屋 実君） ほかに質疑のある方、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第36 議案第32号 平成18年度御代田財産区特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第36 議案第32号 平成18年度御代田財産区特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） それでは議案書の49ページをお出し願いたいと思います。

議案第32号 平成18年度御代田財産区特別会計補正予算案について、ご説明

いたします。

予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成18年度御代田財産区特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の総額を、それぞれ51万円追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ1億2,702万1,000円とするものでございます。

なお、19年2月20日に開催されました御代田財産区管理会において、同意を得ているところでございます。

2ページをお願いしたいと思います。歳入についてご説明いたします。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。既定額から50万円減額しまして、821万8,000円。これにつきましては、昨年12月、御代田中央記念病院貸付地を売却いたしました。年150万円で賃貸していたわけですが、売却以後、使用料が入らないために減額でございます。

項2、財産売り払い収入。既定額に101万円追加しまして、計1億1,834万円。昨年、シチズン時計御代田中央記念病院に売却した面積が、確定したことによる増でございます。補正前の額、1億2,651万1,000円に対しまして、51万円の補正、計1億2,702万1,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1、総務費。項1、総務管理費。既定額から17万4,000円減額しまして、計1億2,609万2,000円。御代田財産区管理委員、2年に1度研修をしております。今年度、50周年記念ということで、お座敷列車に便乗いたしました。そんな関係から、旅費等の減でございます。

款2、予備費。項1、予備費。歳入、歳出、調整しまして、68万4,000円補正しまして、計92万9,000円でございます。補正前の額に51万円追加しまして、1億2,702万1,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(土屋 実君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計

補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長 古越敏男君。

（企画財政課長 古越敏男君 登壇）

○企画財政課長（古越敏男君） 議案書の 5 0 ページをお出し願います。

議案第 3 3 号 平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算について、ご説明いたします。

予算書の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 1 8 年度小沼地区財産管理特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 4 0 万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、それぞれ 5 8 6 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページ、歳入でございます。

款 1、繰入金。項 1、基金繰入金。既定額へ 4 0 万円追加しまして、4 1 0 万円。これにつきましては、事業展開するに財政調整基金から 4 0 万円新たに繰り入れるものでございます。補正前の額に 4 0 万円追加しまして、計 5 8 6 万 1, 0 0 0 円でございます。

3 ページをお出し願います。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。既定額に 4 1 万 9, 0 0 0 円追加しまして、計 5 7 8 万 3, 0 0 0 円。これにつきましては、馬瀬口、西向原地区畑灌、配電盤工事というのが今年度行われまして、総事業費 4 2 0 万円でございます。小沼財産区規定によりまして、事業費の 1 割、4 2 万円を補助するものでございます。

款 2、予備費。項 1、予備費。歳入・歳出調整しまして、1 万 9, 0 0 0 円減額し、計 7 万 8, 0 0 0 円。

歳出合計、既定額に40万円追加しまして、計586万1,000円でございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第38 議案第34号 平成18年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第38 議案第34号 平成18年度御代田町国民健康保険
事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 51ページをお願いします。

議案第34号 平成18年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案
についてを説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いします。

平成18年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、
次に定めるところによる。

第1条であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ
1,353万円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ12
億7,858万7,000円とするものであります。

2ページをお願いします。

款3、国庫支出金。項1、国庫支出金であります。既定額に452万1,000
円の増であります。内訳であります。療養給付費が伸びたことによりまして国庫
負担金175万円。老人医療拠出金251万5,000円の増であります。

款4、県支出金。項1、県負担金であります。既定額に19万3,000円の

減額であります。これにつきましては、高額医療負担金の減であります。

款 7、財産収入。項 1、財産運用収入であります。既定額に 10 万 4,000 円あります。これは基金の利子であります。基金残高が 4,637 万円に対する利子であります。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。909 万 8,000 円。内訳であります。国保税軽減分で 553 万 2,000 円。保険者支援分で 356 万 6,000 円あります。

次のページをお願いします。歳出であります。款 2、保険給付費。項 1、療養諸費。これは財源変更であります。

項 2、高額療養費は既定額に 221 万 2,000 円あります。内訳であります。一般高額療養費が伸びたためであります。

項 4、葬祭諸費。既定額に 10 万円あります。これは死亡件数の増によるものであります。

款 3、款 4 につきましては、財源変更であります。

款 5、共同事業拠出金、項 1、共同事業拠出金であります。既定額に 314 万 6,000 円の増額あります。内訳であります。高額療養拠出金で 77 万 2,000 円の減、保険財政安定化拠出金で 237 万 4,000 円の減であります。

款 6、保健事業。項 1、保健事業費であります。既定額に 43 万円の増あります。内訳であります。人間ドックの増であります。これは 17 年度より 70 歳の制限を撤廃したことによるものであります。日帰りが 12 件、当初見込んだのが 160 件あります。それと 1泊2日あります。これが 10 件、当初 60 件を見込みました。

款 7、基金積立。項 1、基金積立。既定額に 20 万円あります。これは基金利子分あります。

款 10、予備費。項 1、予備費。既定額に 137 万 4,000 円あります。これは歳入、歳出の調整であります。

歳出合計で補正額、既定額に 1,353 万円の補正をして、補正合計 12 億 7,858 万 7,000 円とするものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度御代田町老人保健医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 1 8 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

(町民課長 南沢一人君 登壇)

○町民課長(南沢一人君) 5 2 ページをお願いします。

議案第 3 5 号 平成 1 8 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてであります。

予算書の 1 ページをお願いします。

平成 1 8 年度御代田町の老人保健医療特別会計補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

既定の歳入・歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 8,813 万 2,000 円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 9 億 2,871 万 1,000 円とするというものであります。

2 ページをお願いします。歳入であります。款 1、支払い基金交付金。項 1、支払い基金交付金。既定額に 5,073 万 5,000 円の減額であります。これにつきましては、医療給付費の減額であります。当初見込んでいたものであります。補助率が 9 月までは 100 分の 50 であったものが、10 月からは 100 分の 6 というような変更になったことによる減であります。

款 2、国庫支出金。項 1、国庫負担金。既定額に 2,328 万 7,000 円の減額であります。医療給付費の減によるものであります。現年度分で 2,861 万 9,000 円の減。過年度分で 533 万 2,000 円の増であります。

款 3、県支出金。項 1、県支出金。既定額に 793 万 9,000 円の減額であり

ます。医療給付費の減によるものであります。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額に887万6,000円の減額であります。給付費の減によるもので、これは国庫補助交付金を除いたものであります。

款5、繰越金。項1、繰越金。既定額に17万5,000円の増であります。これは前年度分の繰越であります。

款6、諸支出金。項2、雑入。既定額に253万円の増であります。これは第三者の損害賠償金でありまして、1人分であります。

歳入合計であります。既定額に8,813万2,000円の減額で、合計9億2,871万1,000円であります。

次のページをお願いします。歳出であります。

款1、総務費。項1、総務管理費。既定額に2万5,000円の増額であります。これは第三者求償事務の委託金であります。

款2、医療諸費。項1、医療諸費。既定額に9,384万円の減額であります。医療給付費で9,120万円の減額であります。当初1,680人で59万円、1人当たりみたのでありますが、月8,260万円で見込んでいたわけですが、実績として1,600、人数の減、それから1人当たりが55万円になったこと、それから月の支払いが7,500万円というように減額になったことによって、減額であります。

款3、諸支出金であります。項2、繰出金。既定額に568万3,000円の増額であります。これは一般会計立てかえ分の過年度繰り出し、過年度分の国庫負担分533万2,000円が主なものであります。

歳出合計であります。既定額に8,813万2,000円の減額で、合計9億2,871万1,000円とするものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 1 8 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 1 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民課長 南沢一人君。

（町民課長 南沢一人君 登壇）

○町民課長（南沢一人君） 5 3 ページをお願いします。

議案第 3 6 号 平成 1 8 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

予算書の 1 ページをお願いします。

平成 1 8 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる、ということで、第 1 条、既定の歳入・歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ 2, 5 1 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 8 億 7, 9 9 8 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

繰越明許費であります。第 2 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第 2 表繰越明許費によるというものであります。

2 ページをお願いします。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金。既定額に 1, 0 2 6 万 4, 0 0 0 円の減額であります。これは、給付費の増による国庫負担金の変更でありまして、在宅分で 1, 3 0 5 万円の増、施設分で 5 1 0 万円の減、三位一体による県の移譲による減で、1, 8 2 1 万 4, 0 0 0 円であります。

款 2、国庫補助金であります。既定額に 2 8 5 万 1, 0 0 0 円の増であります。これは給付費増額による財政調整交付金の増であります。それとシステム改修であります。これは平成 2 0 年度後期高齢医療が開始されるに伴いまして、システム改修をしなければならないというようなことの中で、今年度急ぎよ 8 4 万 2, 0 0 0 円が補助になったものであります。

款 5、支払い基金交付金。項 1、支払い基金交付金。既定額に 9 6 8 万 7, 0 0 0 円の増額であります。これは給付費の増額による交付金の増であります。

款 6、県支出金。項 1、県負担金。既定額に2,042万円の増であります。給付費の増による県負担金の増であります。在宅分で815万6,000円の増、施設分で595万円の減、先ほど言いました三位一体による県への移譲による増で、1,821万4,000円であります。

款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金。既定額に313万8,000円の増であります。これは一般会計の繰り入れによるものであります。

款 10、諸収入。項 2、サービス収入。既定額に64万4,000円の減であります。これは介護予防支援サービス計画作成報酬の減であります。

歳入合計、既定額に2,518万8,000円の補正で、計8億7,998万1,000円であります。

次のページをお願いします。

歳出であります。款 1、総務費。項 1、総務費。既定額に207万4,000円あります。医療制度改革に伴うシステム改修費197万4,000円あります。調査員賃金で10万円あります。

款 2、保険給付費。項 1、保険給付費。既定額に3,125万円の増額であります。介護サービス給付費の増であります。居宅介護サービス分で8,650万円。それから地域密着型で890万円の増、それから施設介護で3,400万円の減、それから単価報酬の変更で3,070万円の減であります。それから介護予防サービスで3,100万円の減。これは制度改正による変更であります。地域密着型で200万円の減。これも制度改正によるものであります。特定入所者サービスで320万円の増。これは低所得者への食事等の増であります。

介護予防がそれぞれ増減になっている理由であります。介護から予防に回る人を国の推計により予算計上をしていたわけではありますが、予防に回る人が少なかったためと、報酬単価が当初見込んだ単価と変わったことによるものであります。

款 4、地域支援事業費であります。項 2、包括的支援事業任意事業費であります。既定額に7万5,000円の増であります。これは委員報酬の増であります。

款 6、諸支出金。項 1、諸支出金。既定額に5,000円あります。これは交付金過年度分の返還金であります。

款 7、公債費。項 1、公債費。既定額に200万円あります。償還金の償還額の確定による減であります。

款 8、予備費。項 1、予備費。既定額に 6 2 1 万 6, 0 0 0 円の減額であります。これは歳入歳出の調整であります。

歳出合計、既定額に 2, 5 1 8 万 8, 0 0 0 円の補正をしまして、合計 8 億 7, 9 9 8 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

4 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費であります。これは医療制度改革に伴うシステム改修でありまして、20 年から開始されている後期高齢医療に対応するための経費でありまして、年度内での対応ができないため、繰越を 1 9 7 万 4, 0 0 0 円お願いするものであります。以上であります。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 1 8 年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 1 8 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書 5 4 ページをお願いします。

平成 1 8 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算について説明を申し上げます。

予算書 1 ページをお願いしたいと思います。

平成 1 8 年度御代田町簡易水道特別会計補正予算につきましては、前年度繰越金の転記誤りによるものと、それから消費税の還付や、工事関連に伴う入札差金及び基金積立によるものでございます。

歳入、歳出、それぞれ 1, 6 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入・歳出予算の総額

を、歳入、歳出、それぞれ1億4,057万5,000円とするものでございます。

それでは2ページの歳入でご説明申し上げます。

款1の使用料及び手数料。項2の手数料でございますが、既定額に29万8,000円をお願いするものでございます。これは給水工事の申請の増でございます。

款2の分担金及び負担金。項1の負担金。新規加入の増ということで、既定額に286万6,000円の増をお願いするものでございます。

款5の繰越金。項1の繰越金。これにつきましては、転記錯誤によりまして1,080万8,000円をお願いし、4,585万7,000円とするものでございます。

款6の諸収入。項1の延滞金及び過料。これは無許可工事によりますところの過料で、既定額に15万円をお願いするものでございます。

項2の雑入。これは消費税の還付金、既定額に240万2,000円をお願いするものでございます。

計、1,652万4,000円とし、合計で1億4,057万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いしたいと思います。

歳出でございますが、款1の経営管理費。項1の総務費。これは入で消費税の還付をみたことによつての150万円の減でございます。

款2の建設改良費。項1の建設改良事業費。入札差金として1,147万1,000円を既定額から減ずるものでございます。

款4の諸支出金。項1の基金費。3,450万円とするものでございます。

款5の予備費。項1の予備費。調整して500万5,000円を減ずるものでございます。補正額計1,652万4,000円で、合計で1億4,057万5,000円としたものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 1 8 年度小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 1 8 年度小沼地区簡易水道事業
特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 予算書の 5 5 ページをお願いいたします。

平成 1 8 年度小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について、説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いしたいと思います。

平成 1 8 年度小沼地区簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）は、前年度繰越金の転記誤りによるものや、工事完了に伴う不用減と、基金積立によるものでございます。

歳入、歳出、それぞれ 2 4 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 億 2, 3 0 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページの歳入で説明してまいりたいと思います。

款 1 の使用料及び手数料。項 1 の使用料。滞納繰越分につきまして既定額に 1 7 万 4, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

それから項 1 の手数料は給水工事件数の減と、それから閉開栓手数料の増で、行って来いで既定額からは 0 という形をお願いしたいと思います。

それから款 5 の繰越金。項 1 の繰越金。これは転記錯誤により、既定額から 4 1 万 6, 0 0 0 円を減じたものでございます。

補正額計で 2 4 万 2, 0 0 0 円の減で、合計 1 億 2, 8 0 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページの歳出でございますが、款 1 の経営管理費。項 1 の総務費。既定額から 1 8 0 万 2, 0 0 0 円を減ずるものでございまして、人事管理費の減と、それから深井戸ポンプ作動調整によりまして、電気料の減をみたものでございます。

項 2 の施設管理費。既定額から 2 1 万円を減ずるものでございます。

款 2 の建設改良費。項 1 の建設改良事業費。入札差金及び下水道対応工事がなかったことによりまして、既定額から 2 0 5 万円を減ずるものでございます。

款 4 の諸支出金。項 1 の基金費。調整しまして 1, 3 0 0 万円を新たに積み立てるものでございます。

款 1 の予備費。項 1 の予備費。調整いたしまして、既定額から 9 1 8 万円を減じて、補正額合計 2 4 万 2, 0 0 0 円を減じ、合計 1 億 2, 3 0 4 万 1, 0 0 0 円とするものです。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 1 8 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 1 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

生活環境課長 中山秀夫君。

（生活環境課長 中山秀夫君 登壇）

○生活環境課長（中山秀夫君） 議案書の 5 6 ページをお願いいたします。

平成 1 8 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算について、説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いしたいと思います。

平成 1 8 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、負担金あるいは使用料の滞納繰越分の収入増と、建設事業や維持管理費の入札差金や、不用減に伴うもので、歳入、歳出、それぞれ 1, 1 3 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、歳入・歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 1 0 億 6, 7 5 3 万 7, 0 0 0 円とす

るものでございます。

2 ページの歳入から説明してまいりたいと思います。

款 1 の分担金及び負担金。項 1 の負担金でございますが、既定額に 1 6 7 万 6, 0 0 0 円を増額するものでございます。これにつきましても滞納繰越分の収入増でございます。

使用料及び手数料の項 1 の使用料でございますが、既定額に 2 5 万 9, 0 0 0 円の増をみるものでございます。これにつきましても、滞納繰越分の収入増でございます。

項 2 の手数料は、既定額に 4 万 9, 0 0 0 円をお願いするわけですが、これは督促手数料でございます。

款 4 の繰入金。項 1 の他会計繰入金で、歳入歳出の調整によりまして、既定額から 7 6 7 万 3, 0 0 0 円を減じるものでございます。

款 6 の諸収入。項 1 の延滞金及び過料。延滞金の増で既定額に 2 0 万 3, 0 0 0 円をのせるものでございます。

項 2 の雑入。金抜き設計手数料でございますが、既定額から 1 1 万 6, 0 0 0 円を減じるものでございます。これは発注件数の減によるものでございます。

款 7 の町債。項 1 の町債。既定額から 5 7 0 万円を減じ、補正総額 1, 1 3 0 万 2, 0 0 0 円とし、合計 1 0 億 6, 7 5 3 万 7, 0 0 0 円としたものでございます。

3 ページをお願いしたいと思います。

歳出でございますが、款 1 の土木費。項 1 の都市計画費。既定額から 1, 1 3 0 万 2, 0 0 0 円を減じるものでございます。

主には入札差金や不用減による減額でございます。

款 2 の公債費。項 1 の公債費は移動ございません。

補正合計、1, 1 3 0 万 2, 0 0 0 円を減じ、計 1 0 億 6, 7 5 3 万 7, 0 0 0 円としたものでございます。

4 ページの第 2 表地方債補正でございますが、起債の目的、公共下水道事業の限度額が 3 億 2, 5 7 0 万円が補正後 3 億 2, 0 0 0 万円としたもので、起債の方法、利率、償還方法は、補正前と同じでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（土屋 実君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 4 4 平成 1 9 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の

報告について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第 4 4 平成 1 9 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

産業建設課長 武者建一郎君。

(産業建設課長 武者建一郎君 登壇)

○産業建設課長(武者建一郎君) それでは、議案書の 5 7 ページをお願いいたします。

平成 1 9 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について

平成 1 9 年度御代田町土地開発は、事業計画及び予算を平成 1 9 年 2 月 8 日御代田町土地開発公社理事会において決定し、提出されたので、地方自治法第 2 4 3 条第 2 項の規定により報告させていただきます。

議案第 3 号ですが、省略させていただきますして、5 9 ページをお願いします。

平成 1 9 年度御代田町土地開発公社事業計画ですが、保有土地の売却計画でございます。

県道改良計画がある借宿小諸線の児玉地区でございますが、隣接地の代替地の売却を、事業計画とするものでございます。

売却予定面積、2,068 平方メートル。売却予定価格、8,389 万 3,116 円でございます。

次に 6 0 ページをお願いいたします。

平成 1 9 年度土地開発公社予算でございますが、収入が事業収益と事業外収益を合わせまして 8,389 万 4,000 円。支出が、事業原価、一般管理経費を合わせまして 8,248 万円でございます。収益収支支出額が 1 4 1 万 4,000 円の利益となります。

61ページをお願いいたします。

資本的収入支出になります。新たな借入は行わず、土地の売却により長期借入金7,000万円を返済する、というものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

平成19年度御代田町土地開発公社予定損益計算書ですが、先ほどご説明しましたとおり、収益から支出を差し引きまして141万4,000円の当期利益となります。

次に67ページでございます。

平成19年度御代田町土地開発公社予定貸借対照表になりますが、資産合計が1億7,806万4,000円。負債合計が1億940万円。資本合計6,866万4,000円。負債資本合計で1億7,806万4,000円でございます。

以上、ご報告いたします。

○議長（土屋 実君） 以上で報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成19年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

- - - 日程第45 平成18年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び

第1回補正予算の報告について - - -

○議長（土屋 実君） 日程第45 平成18年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

産業建設課長 武者建一郎君。

（産業建設課長 武者健一郎君 登壇）

○産業建設課長（武者建一郎君） それでは、議案書の68ページをお願いいたします。

平成18年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告について。

平成18年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告についてですが、これにつきましても2月8日の理事会において決定し、提出されたので、ご報告させていただきます。

今回の変更事業計画につきましては、実際に不動産業者や隣接者からの問い合わせ、照会等がありましたが、県道改良隣接地の売却を計画いたしました。が、県道改良につきましては、用地取得の遅れなどにより、現在売却の目処が立たないことから、土地の売却計画を削除させていただいたものでございます。

それでは70ページになります。ただいまご説明いたしましたとおり、1番、2番まで、売却を計画いたしました。が、削除いたします。

次に71ページをお願いいたします。

売却計画の削除により、収入が事業収益と事業外収益を合わせまして、5万8,000円、支出が事業原価一般管理経費を合わせまして、17万2,000円でございます。

収益収支支出差額が11万4,000円の損失となります。

次に72ページをお願いいたします。

資本的収入支出になりますが、土地売却が行われませんでしたので、借入金の償還ができませんので、支出7,000万円を減額いたします。

次に77ページをお願いいたします。

平成18年度御代田町土地開発公社予定損益計算書でございますが、先ほど説明したとおり、収益から支出を差し引きまして、14万4,000円の当期損失となります。済みません、11万4,000円の当期損失となります。

次に78ページをお願いいたします。

平成18年度御代田町土地開発公社予定貸借対照表になりますが、資産合計が2億4,665万円。負債合計が1億7,940万円。資本合計6,725万円。負債資本合計で2億4,665万円でございます。

以上、ご報告させていただきます。

○議長（土屋 実君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって平成18年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号、議案第13号、議案第15号から議案第39号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- - - 日程第46 陳情第17号 『公共サービスの安易な民間開放に反対し、
国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」
提出に関する陳情について - - -
- - - 日程第47 陳情第18号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める
意見書の提出に関する陳情について - - -

○議長(土屋 実君) 日程第46 陳情第17号 『公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」提出に関する陳情について、日程第47 陳情第18号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情については、定例会に提出され、受理いたしました。お手元に配付してあります陳情付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員会に付託いたしますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

長時間、ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時42分